

平成30年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 3 0 年 1 2 月 1 4 日（金曜日）

議 事 日 程（第4号）

- 第1 議案第74号 四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第2 議案第75号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第3 議案第76号 四万十町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第77号 四万十町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第78号 四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定について
- 第6 議案第79号 平成30年度四万十町一般会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第80号 平成30年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第81号 平成30年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第82号 平成30年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第83号 平成30年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第84号 平成30年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第85号 平成30年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第86号 平成30年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第87号 平成30年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第88号 平成30年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第16 発委第4号 四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 第17 発委第5号 四万十町議会傍聴規則の一部を改正する規則について
- 第18 発委第6号 待機児童解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書
- 第19 発委第7号 公共事業等における国産材（地域材）の利用推進を求める意見書
- 第20 議員派遣の件

第21 閉会中の継続調査申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（18名）

1番	橋本章央君	2番	林健三君
3番	古谷幹夫君	4番	緒方正綱君
5番	岡峯久雄君	6番	下元真之君
7番	岩井優之介君	8番	水間淳一君
9番	吉村アツ子君	10番	味元和義君
11番	下元昇君	12番	堀本伸一君
13番	榎野章君	14番	武田秀義君
15番	中屋康君	16番	西原眞衣君
17番	橋本保君	18番	酒井祥成君

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（0名）

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
政策監	山脇光章君	会計管理者	樋口寛君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	清藤泰彦君	危機管理課長	川上武史君
企画課長	山本康雄君	農林水産課長	長谷部卓也君
にぎわい創出課長	植村有三君	税務課長	松田好文君
町民課長	細川理香君	建設課長	吉岡孝祐君
健康福祉課長	野村和弘君	環境水道課長	宮本彰一君
教育長	川上哲男君	教育次長	熊谷敏郎君
生涯学習課長	林瑞穂君	学校教育課長	西谷典生君
農業委員会事務局長	西田尚子君	農業委員会会長	林幸一君
代表監査委員	田邊幹男君	総務課財政班長	津野博君

大正・十和診療所事務長 川 村 裕 之 君

大正地域振興局

局長兼地域振興課長 山 本 安 弘 君 町民生活課長 佐々木 優 子 君

十和地域振興局

局長兼地域振興課長 竹 本 英 治 君 町民生活課長 酒 井 弘 恵 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長 宮 地 正 人 君 次 長 三 宮 佳 子 君

書 記 國 澤 みやこ 君

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（酒井祥成君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより平成30年第4回四万十町議会定例会10日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（酒井祥成君） 日程第1、議案第74号四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 少し、七点ほどあります。今回の議員報酬アップの動きが新聞報道されまして、町民の多くの方からのご意見をいただきました。これをもとに、これを参考にしまして七点ほどまとめましたので、答弁しやすいように一番から七番まで順番に言いますのでよろしくお願いいたします。

まず、一点目ですが、定数削減が値上げの1つの根拠になっているが、年額で計算したら予算額で486万1,195円の増額になるという指摘でございます。これに対するご意見を願います。

二番目に、これは議員にも手厳しい意見ですけれども、町長の、生活のできる報酬額ではなく、議員報酬は政務活動費を担保し、その経費を償うべきという指摘がありました。これに対する町長の見解を、ご答弁をお願いいたします。

三番目に、議員活動の拡充、責任ある職務の遂行、執行部と是々非々主議論は、個々の議員の自覚と資質、あるいは政治的立場に基づくもので、審議会や町長が言及すべきではなく、議員を選挙する有権者と町民に委ねるべきであるという指摘でございました。これについての町長の答弁をお願いいたします。

四番目、審議会が地域の活性化に言及しているのは筋違いと言っております。町政の浮揚策や地域活性化は町行政の仕事で、議会はそれをチェックし、督励し、監督、励ますと、激励するという意味ですね、要求するもので、立場が違うものであるという指摘でございます。

五番目、町民の方から四万十町特別職報酬等審議会で審議されたという報告がありまし

た。町民の方から審議会の召集日と答申日が同じ10月18日になっている、十分な審議・調査を行い、慎重審議がなされたとは言い難いという指摘でございます。これについてどうでしょうか。

次、六番目ですが、意見の公募ですけれども、回覧ではすぐに隣家に回す、ストックできないので熟慮する機会を失う、ホームページは一般的にはなじめないなどの意見がありました。今回の報酬値上げについてに関する記事は、議会だよりはもちろん四万十町通信にも1行も掲載されていないという指摘がありました。これについての町長のご意見をお願いいたします。

最後、七番目、議員削減すれば当選ラインが上がります。また、議員の質の向上を期待しながら子育て世代も生活できる給与を根拠にするのは矛盾しているのではないかという指摘でございます。当選ラインの引上げと質的向上を求めるというハードルを上げれば、なり手不足の解消どころか、ますます若者が尻込みするのではないかとっております。

以上、七点についての質問です。この方は、2人の方からの意見書と、事務所に怒ってきました町民の方の意見、多くの疑問や意見を参考に、議案書を読んで七点ほどにまとめました。大体、要旨の順番に質問しておりますので、おって答弁をお願いいたします。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうから総合的に、まずはお答えさせてもらいたいと思います。

だんだんに、七点の項目が今質問されましたけども、ちょっと過去にさかのぼりますけども、私の考え方をしっかり申し上げたいと思いますが、平成22年の商工会青年部が主催をいたしました公開討論会、6人の候補が出た時でございます。それぞれ、この議員報酬についてはいかなものかということで6人が登壇をして、これにマルかバツかというようなことがありました。その後、そのときちょうど私も、こういった商工を志すという観点から、様々な、若い人材だとか、様々な交流もさせていただいて、いろいろな思いを聞きました。そのときに、やはり、我々は子育て世代であるので、現在の報酬ではなかなか踏み切れんのよというようなこともありました。これは確かに少数かもしれませんが、そういった意見もあったのは事実でございます。私は、報酬はやはり、しっかり、この議会、二元代表制のもとで、議会がしっかり、そういった幅広い階層から、やはり私は候補者として出ていただいて、総合的な観点から様々な議論をしていただきたいと、思いがあったので、私は報酬は改定すべきであるということでマルを出しました。そういった

ことがずっと積み重ねて、その後、皆様方もご承知のとおり高知県下の議会においても、確かに人口は少ないところはあるでしょうけれども、非常に、今後の議会の定数といえますか、当然、定数削減という動きもありますけれども、やはり自分がこの議会に出て、町の町政をしっかりと、例えば提言したい、チェックをしたい、そういった思いを持つ若者がだんだんに育ってほしいという思いが一番です。

今、県内の議会でも非常に、無投票であるとか、そういった動きが出ています。これは確かに給料を上げて、直ちに若い子が手を挙げるとは思っておりませんが、やはりこの方にやってもらいたいという候補者になるべき方がおれば、相談ができる環境ができると思います。やっぱり集落でそういった子育てをする中で、当然、行政も子育て支援しておりますけれども、やはり集落で、私たちにかわって町政に出ていただきたいという思いを持てるような環境づくりというのは私は大切だと思いましたので、今回、確かにこの、今回の報酬額は全て満足のいく額ではないと思いますけれども、市町の議会の差があるわけではありませんし、やることは日常的な、やはり、それこそ政務活動という形であります。ですから今回は、そういった過去のこともありますし、今、県内の平均を見れば確か20万円前後だと思いますけれども、私が勧めたい、例えばですよ、私が一町民として勧めたい人材がおれば、一定勧められる環境にしたいというのが一番の思いです。そういった中で、私が答えられる範囲内で今答えさせていただきますけれども、定数削減があったので、定数削減の中でというような提案理由もありましたが、やはりそれとこれとは、今言いましたように一定の削減、2人の削減ということがありますけれども、その削減額を一律に割り切るという考え方ではなくて、それに加えて全体の、今まで申し上げた中身での考え方として、今回は、26万円という市がありますけれども、それに近い報酬額を決定した。これはあくまで、生活給という言葉が適当でないかもしれませんが、自分の生活として、1つのこういった町議会議員活動ができる環境をつくっていきたいという思いでやっておりますので、その辺を説明させていただきます。

生活できる報酬、政務活動であるのでということでございますけれども、今申し上げましたように、25万円という一般議員の額をしっかりと持って、今後は、それが高いか低いかは、またそれぞれ町民の判断になると思いますので、それは、そういったことも含めて、政務活動費という支給はございませんので、今回は報酬に加えたということでございます。

将来の議会を見たときという表現でございますけれども、ちょっとこれ、私自身が整理

がついておりませんので、また後でお答えさせていただきたいと思います。

それで、町行政の仕事は議会のチェックというような、二元代表制の根本的な指摘もございました。やはり、議員の皆さん方もそうですけども、議会というのは発議もできますし、様々に、町執行部体制への提言もできますので、チェックのみならず、日頃、議員の皆さん方の活動を通して、例えば条例、様々な発議であったり、さらには提言であったり、そういった活動も期待しておりますので、あくまで行政のチェックだけではないということを私自身も理解しておりますので、是非、そういった総合的な議員活動ができるような環境をつくっていきたいという思いでやっておりますので、ご理解いただければと思います。

審議会の時間が少ないというようなご意見でございました。確かに1時間か2時間ぐらいの範囲でございましたけれども、一定、委員の皆さん方にはしっかり今の現状をお伝えさせていただいて、あくまで、報酬改定でございましたので様々な意見もありました。今の町議会の現状等、そういったことも含めて、今後、そういったところもしっかりやってほしいよというのが総論でございましたので、そういったことで、なかなかけんけんがくがく、一定はありましたけれども、一定、総意として今回ご審議をいただいて、ご了解いただきました。

町民の皆さん方には非常に、今までの、例えば意見公募であったり、今までどおりのやり方しかやっておきませんので、先ほど岩井議員の申されましたように、確かに意見が出しにくい環境もあるとは思いますが、これは従来の方法でやらしていただきましたので、非常にその辺が、手が足りてないといえれば手が足りてないかもしれませんが、町の今の状態での意見公募についてはこういった方法でやっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、集落での回覧等々ということでございますが、非常にこれも、確かに点々と、それぞれの世帯を回って回覧ということでございますので、見かける機会は、時間は少ないかもしれませんが、日頃からこういった情報伝達、情報提供をさせてもらっておりますので、是非その辺も、加えてご理解いただければと思います。

それから最後の当選ラインの引上げということは、ちょっと私のほうから申し上げる状況に、ちょっと、自分自身じゃないと思いますので、結果として2名の減であって、これが決して、報酬を上げたから当選ラインの引上げというようなことでは、自分自身は考えておりませんので、その辺も総合的にはご理解いただきたいと思います。

私も今回11月13日に、議会のほうから、平成29年ですか、こういった要望もいただきました。私としてはちょっと、今日、こういったご質問を受けるような予想もしておりませんでした。やはり総意としていただいたので、私も真剣に、今まで協議してきましたので、確かに町民の皆さん方、いろいろなご意見あると思いますけれども、もう少し将来を見ていただいて、やはり今後、議員の、若い若いということだけじゃないですけども、幅広い、女性も若者も含めて、やはりしっかりとした議員候補者が出てくるような環境をお互いがつくっていつていただきたいという思いから今回の報酬改定に至ったところでございますので、ひとつ、その辺は長い目で見ていただいて、ご理解いただければと思うところです。私からの説明で足りないところは担当課長のほうからご説明申し上げますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 質疑はありませんか。もうよろしいですか。7番。

○16番（西原眞衣君） そしたら、16番。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 二点伺いたしたいと思います。まず、議員は一応、地方自治法上の位置づけが特別職の地方公務員なので、特別職報酬等審議会にかけなくてはならないと、こうなっております。だから一般の方はそれにいろんな疑問があるのも当然のことかと思いますが、まず、この特別職報酬等審議会の委員の構成についてお伺ひいたします。ここの答申が賛成ですよね、議員報酬引上げに賛成です。まず、その点。

それと、意見公募なんですけど、手続に、意見公募手続条例によりますと、その意見はあれですよね、公表しなくてはならないというのがありました。公表が、実際四万十町通信では行われていなかったと思います。ホームページのみで、目に触れる機会は極めて少ないと思います。ホームページをのぞく方はやっぱり少ないので、高齢化率43%のこの町で、ホームページが広報の基幹になっていることは非常にミスマッチがあるかと思います。

そこで、新聞記事にもありますが、意見は二つありました。議員は手弁当で、極めて明確な意見です。議員というのは、これは奉仕の精神でやるべきものであり、無償でやるべきものだという意見、これは当然、議員報酬引上げ反対意見だと思います。もう一つは頑張ってくださいでした。今後期待しますみたいな意味でしょうか、分かりません。簡単に考えて賛成意見1、反対意見1で二分されておりました。ところが議案書には、特に反対意見は見受けられないと書いてあります。これ、非常に事実にもとる表現がここにごさい

ます。この二点、説明していただきたいと思います。特別職報酬等審議会の委員構成、そして意見公募の取扱い、議案説明資料における、これです。

○議長（酒井祥成君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） それでは、私のほうからお答えをしたいと思います。

まず、特別職報酬等審議会の委員ですが、JA四万十農業協同組合の代表理事、組合長、高知はた農業協同組合の北幡統括常務、それから四万十町森林組合の代表理事、組合長、社会福祉法人四万十町観光協会の会長、四万十町商工会副会長、四万十町社会福祉協議会会長、四万十町連合婦人会会長、四万十町区長連絡会の会長の、以上8名の構成で行っております。

二点目につきましては、その意見公募における、議員は手弁当での意見についてでございますが、この意見については、この方から提出されている意見の一部でございます。この意見は意見全体であります意見の中からの後段の部分に載っておりまして、意見の前段では、議員は不要であるなどの意見がございまして、議会制度等を否定した内容のものも含まれておりました。この前段の意見と、後段の議員は手弁当でという意見とは整合性が取れているとは言えないという状況でございます。今回の意見公募につきましては、留意事項といたしまして、募集する意見は変更箇所に関するものに限るということとしておりまして、今回の意見は意見の一つではございますが、意見の整合性がないこと、留意事項に沿った意見であると言い難いということから、直接の反対意見ではないというふうに判断させていただき、特に反対意見は提出されなかったというふうにさせていただいたものでございます。ご理解のほう、お願いしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 特別職報酬等審議会の委員構成が、先ほどの説明によればJAはたと、それからJA四万十ですかね、それぞれの代表者、それから森林組合、社協、社会福祉協議会の代表者、それから連合婦人会、区長連絡会の代表者、商工会の副会長とありましたよね、これ、全て町の補助交付団体であります。町から恩恵を受けている団体でございます。つまり、恒例的に町から補助金を受けて運営されている団体であります。これは間違いないことであります。

ですからそういう、報酬等審議会、プロポーザルでも出しましたが、指定管理の、その委員構成が、果たしてほんとうの意味で、町長提案ですから、これ。町長提案の議案に対

する、真に中立公正の立場での意見の集約が図られるかという、その基本的な疑問がございます。利害関係がないとはいえない、決して、この委員構成では。

あと一点、手弁当でという意見と、それから議員は不要であるという意見は整合性がないという町の解釈が示されました。これ、町の解釈であります。私は整合性がないとは思いません。議会が機能しているようにその方には見えない、議会の働きが見えない、したがって不要であると書きたくなった、やるなら手弁当で。

議員というのは特殊な仕事なんです。これは報酬の有無によって語られるものではありません。調査に対する関心が要ります、情熱が要ります。でないとチェックなどはできません。膨大な町政のことを、読んで、調べて、聞いて、それを把握して理解して、なおかつ問題点を指摘しなくてはいけない。情熱なくしてできるでしょうか、多大なる関心と労働条件を報酬で語られる職業ではありません。したがって、これは私の実感です。したがってその方の、不要であり手弁当でには整合性がないどころか、明確な因果関係があります。議会が機能しているように見えないと言っているんです、その人は、今の議会がです。その方はケーブルも見ているでしょう。整合性はあります。これは反対意見だと思います。さらなる回答を。

○議長（酒井祥成君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） まず、審議会の委員が町の補助金をもらっているという、関連する団体であるというようなご指摘でございますが、特別職報酬等審議会条例によりますと、審議会は委員8人をもって組織し、その委員は町の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから必要の都度町長が任命するというふうに規定をされておまして、町の町内の区域内の公共的団体等の代表者を選任したということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからもお答えを申し上げたいと思います。今、確かに8団体においては組織、町の交付団体であるという指摘は間違っておりません。ただ、それぞれの組織において、基本的には執行者と理事者という形のそれぞれの組織でございますので、そういった相対する団体、団体の運営がある、やはり組織の人材に、こういった視点から見ていただきたい思いは、私は間違いではないと思います。

ただ、一般的にもっと公募委員だとかいうようなご意見もあると思いますけれども、現在のところそういったことで、審議会組織でありますので、これについてはご理解いただ

きたいと思います。

二点目の、議会の、例えばの問題でございますけれども、これは私のほうからなかなか、とやかく言うべき案件ではございませんが、やはり全体を通して、結果的に答申いただいた、頑張ってくださいよという期待は、私もその場において確認をしておりますので、これは皆さん方の受取り方はどうかもしれませんけれども、そもそも二元代表制の私の立場、また、皆さん方の立場として頑張っていかななくてはならないなと感じたところでございます。議会のうんぬんについては私のほうからは申し上げることは差し控えたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 報酬等審議会は、その設置要綱なり条例によって委員が決められているので、これはここに限定されたことではありません。でも、特別職報酬等審議会の審議の対象である報酬とは、これは議会議員の報酬と町長、副町長、教育長の三役の報酬なんですね、基本的に。ですからそういうメンバーであればですよ、お互いの付度が働いてしまう環境があるということなんですよ。現行でそれは、だから条例に基づいているかもしれない、設置要綱に基づいているかもしれない、そこは別にそうなんでしょう。けど、それが果たして望ましいことであるのかどうかは別問題なんですね。町長、副町長、教育長、そして議会議員の報酬を諮問する機関がですよ、町の町長、副町長、議会議員の利益につながることを選べば、今後その団体だって有利じゃないですか。お互いに暗黙の付度が働くことは容易に推察できるってことです。だから報酬等審議会のメンバーの、今後の構成の、これは一つの懸念、一つの問題点ではありますよね。そのことを私は指摘したんです。そのことを踏まえての、これは町長提案、執行部提案議案であるということです。それを申し上げたかったわけです。

あと、議会に関して、監視機能について町長は言及されましたが、監視と提案というのは別物ではありません。町政を知ることなくして監視も提案もできません。知ることには膨大な作業が伴います。はっきり言って片手間でできることはありません、けど兼業可能です。兼業可能な状況でやっているんです。まずは、報酬を上げるから頑張ってくださいとは本末転倒であって、これだけやっているから報酬を上げてくださいという住民理解を求めるのが本来の姿ではないでしょうか。私は逆であると思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げたいと思いますが、私自身もこの任に当たって、確かに団体との様々な調整もありますけれども、私は、きれいに是々非々でやっておりますし、そういったことの疑念を抱いたことはありません。そういった、もともとこういった提案をさせてもらっておりますので、その組織自体を、そういった指摘があっても、私はそういった状況にないという判断でおりますので、ご理解いただければと思います。それで、当然議会の議員も、そういった勉強も必要だと思います。ほんとうに膨大な資料も読んで、様々に、議員発議もお願いしたいところでございますが、それを否定しているわけではありませんので、議会議員に対しては、こういったことでもっと頑張ってもらおうねというような思いがあったということはお伝えさせていただきました。

逆に、議会だけにこういったご意見を言うのではなくて、我々執行部も、やはりしっかり、そういったところは肝に銘じて、やはり町民の、しっかり町民を挟んだ行政運営が必要だということで、この審議会でも改めて認識しているところでございますので、そういったことで、今ほどのお言葉にありましたように、議会の報酬を上げたら全てが解決するとは全く思っておりません。しかし、これも一つの判断材料になるということで、今回、改定議案を出させてもらっておりますので、その辺は、広い意味でのご理解もいただければと思います。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 私も一点だけ質問をさせていただきたいと思います。新聞報道の影響というのはほんとうに大きいなと思います。あの報道以来、いろいろな場所へ行きますが、いろいろなことを言われるわけですが、町長が今、だんだんと先輩議員の質問に答えられて、議員の立場にしますと、ほんとうにありがたい発言をしていただいているなというふうに思いながら聞かせていただきました。

私が一点聞かしていただきたかったのは、今、16番西原議員が聞かれた、どのような立場の方々に議論をしたのかということでしたが、その内容は今説明をいただきました。やはり一般町民の感覚の方々の意見がどれだけこの審議会の中で出てきていたのかなというのを聞きたかったわけです。ここに、現在の議員活動の状況等からは、改正後の報酬が高額となりすぎるという意見もありましたというふうに書いていただいておりますけれども、これ以外に、反対意見といたしますか、そういった内容の意見としてどのようなものがあったのか、もう少し知らしちよっていただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君）　ちょっと細かな記録も、今持っておるかどうかも不明ですけども、私が感じたところは、やはりちょっと高すぎるといった意見はお一人でございました。私が感じたのは、これは私が感じたということでございますので、委員の皆さん方には責任はないと思いますけれども、今の状況の中で、一定、適正だろうというような感じでした。ですから1名だけがちょっと高すぎるという、これはその方なりの判断だと思いますので、それを議論いただいて、そして審議会の会長が最後に決をとって、その1人を除くあの方が賛成をしていただいたというのが、確かそういった状況にあったと思います。あまり細かく、上げろ上げろとかいう意見はございませんでしたけれども、提案に対しては、一定そういった、妥当だろうというような考え方でございます。ただ、先ほど来議員の皆さん方にご指摘いただいたように、やはりそれぞれの代表の方もおります。報酬額が多い方もおりますので、その辺は私自身もちょっと心配もしておりましたが、ただ、その方たちも今の議員の皆さん方の活動を見たときに、一定、適当だろうというようなご承認だったというふうには記憶をしております。あと、もし何か細かいことがあれば総務課長のほうから答弁させます。

○議長（酒井祥成君）　6番下元真之君。

○6番（下元真之君）　今の町長の答弁でいいと思います。一般町民の感覚が、その審議会の審議の中にどれぐらい出てきていたのかなということを私は聞きたかったわけです。そうした中で、反対に値する意見というのは一人の方がおっしゃっていただけたということですけども、そんなもんなのかなというふうなことを、私の感覚としては思っておったわけです。

もう一点は、今町長おっしゃったことから言いますと、その報酬等審議会での採決といえますか、それは全会一致になったのか、その一人の方だけが反対をされたのか、そこは一点聞かせておいていただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君）　総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君）　そのときの採決の状況でございますが、その一人の方が反対をされまして、議長を除くほかの6名の方は賛成をされて、6対1で可決したといった状況になっております。

○議長（酒井祥成君）　答弁があるようですので、町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君）　今の審議会の採決等々のことについて、加えて申し上げたいと思いますけれども、審議会の委員については、私も委員会の意見がそうだからということで

はなくて、やはり委員会としての判断を受けて、たとえ、一人の差でも今回は思いを持っておりましたので、審議会のご意見をいただいたということも加えて提案をさせていただきました。審議会の皆さん方に負担といたしますか、かえって変な思いをさせてもいかんですけれども、やはりご意見はご意見でいただいて、結果として私のほうで今回責任を持って提案をさせていただきましたので、全て私の責にあるというふうに思っておりますので、その辺は、ちょっとくどいようですが、ご理解いただければと思います。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第74号について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、本案に反対の討論を認めます。

7 番岩井優之介君。

○7 番（岩井優之介君） 反対討論です。

なぜ私が反対に転じたかという理由を述べて、議案第74号の反対討論に参加するものでございます。私は、今回の議員報酬の値上げに反対する旨を、新聞報道される約1か月前に議長に伝えました。その後、順次、他の議員にも自分の意思を明確にしてきました。それまで、議員報酬のアップはやむを得ないという立場でした。しかし、自分が所属する組織からと、町民の方から綿密な調査に基づく意見を突き付けられ反対に転じました。

今回の私自身の質問の一つは、アベノミクスを町長はどう見ているかというものでした。そのため調査をする過程で、この5年間で実質賃金が16万円下がっている、家計消費が22%、現在は25%らしいです。下がっているデータを発見し、質問いたしました。こういう情勢の中では、22%の値上げは町民が納得しないと判断したものでございます。

以上、簡潔ですが、私の反対討論といたします。議員諸氏の推考をお願いするものでございます。

○議長（酒井祥成君） 次に、原案に賛成の討論を許可します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 次に、反対の討論はありますか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 議員報酬引上げ条例改正案に反対します。

議員報酬改正案では一挙に、議員 4 万 5,000 円、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長 5 万 2,000 円、副議長 4 万 2,000 円、議長 2 万 7,000 円の月額報酬の引上げとなっています。民間賃金の上昇のない中、私は民間給与に準ずるという建前の公務員給与の引上げにも反対の立場をとってきました。人事院によって調査され、勧告される民間給与に準じると規定されている公務員給与、片や町民によって負託を受け、調整の執行状況を監視し、二元代表制のもとで全体の奉仕者として、町民福祉の向上という責務を担う議会議員、この報酬こそ町民理解に根差したものでなくてはならないはずです。我々は町民によって選ばれているからです、じかに、選挙で。そして、町民からそのような仕事を期待されているからです。今、四万十町議会がこの大幅な議員報酬の引上げに見合うほどの監視機能を果たし、町民福祉の向上に寄与しているか、それはひとえに町民の判断に委ねられています。

平成29年11月13日に、議長、酒井祥成氏の名前で、町長に対して議員報酬改定の要望書が提出されています。この要望書を踏まえて平成30年10月18日に特別職報酬等審議会への諮問が行われ、会長、武政盛博氏により以下の答申が示された上で今議会への議案上程となった経緯があります。答申について、今から読み上げます。

平成30年10月18日付、諮問第1号をもって諮問のあった上のことについて、10月18日開催の審議会において審議した結果、適当であると決定したので答申申し上げます。

なお、審議に当たっては、現在の議員活動の内容からは改正後の報酬額が高額となりすぎるという意見もあったが、今後の議員自身のレベルアップ、議員活動の拡充を最低限として、さらには、今まで以上に責任感を持って職務を遂行していただくことによる地域の活性化、執行部との議論等もきちんと是々非々でやっていただくことを期待し、決定した旨を申し添えます。これは全て町のホームページに公開されているので、議事録と共に印刷してここに引用しました。

上記は、改正案は認めるけれども、付帯意見がつきますよとなっているようです。付帯意見とは、議員自身のレベルアップ、議員活動の拡充及び執行部との議論等もきちんと是々非々でやっていただくことであり、これは裏を返せば従来の議会への評価そのものでもあります。つまり、議員自身の自己研さんがあるようには現況で見受けられていない。評価を受けていないということです。ですから今後を期待する、そして報酬を先に上げる、そして報酬を上げた後に今後の自己研さんを期待すると、こうなっております。こ

れ、論理的にそういうふうには読み取れない、文脈としては。つまり、そうです。執行部と是々非々で議論を戦わしているようには現況では見受けられない、したがって給料を上げるので自己研さんに努めていただきたいと、このように結ばれております。私にはそのように以外には読み取れませんでした、この答申内容がです。

皆さん、当然、私ども含めたこの議会の平均年齢は何歳でしょうか、平成29年4月1日時点で64.7歳です。議員構成が変わりませんから、今はもっと高齢化しています。2年前の話ですから、このような、多くは高齢化しているということは、議員歴の長い方々が多いということであります。このような議員歴の長い議員を相手に、まるで、小遣いをあげるからもっと熱心に勉強しろと言わんばかりの答申ではありませんか、私は非常に腹が立ちました、正直言って。これほど議会というものは軽く見られているのかと思いました。我々の平均年齢は64.7歳なんです。議員歴があるんです、皆さんの多くは。こういうことに溜飲を下げてる場合でしょうか。

議会には本来の監視機能を果たすための調査権限が付与されています。委員会にも調査権限、議案提出権があります。私は過去に、議員個人に調査権限はないと議会より判断され、辞職勧告、出席停止、そういう処分を受けた立場です。現議会により、議会の持つ自律権に基づき懲罰も受けました。出席停止も受けました。では、議会にのみ付与された調査権限がどのように、今議会、今の議会によって行使されてきたのでしょうか。私はそれを議会だよりに基づいて調べてみました。

1、条例改正案提出一本、これは議員定数削減の提出一本です。はっきり申し上げますが、私は議事録も読んでおりますので、特別職報酬等審議会で社会福祉協議会の会長の八木氏より、議会議員提出の条例案があるかという質問もなされておりました。町長は言及しておりませんが、果たして議員提出の条例改正案が何本あるのかという質問もなされておりました。議事録に残っております。その条例改正案は一本です。それも議員定数削減です。

二番目、議会傍聴規則改正案一本です。これはつえの傍聴席への持込みを可能にするという傍聴規則の改正です。これは高齢化に伴うものです。

三番目、執行部提出議案、道の駅四万十とおわの備品購入というのがありました。平成27年6月議会です。これに関して、本会議において委員会に付託し、これによって、備品購入費用850万円で250万円を、指定管理者四万十ドラマが積立金によって賄うことで決着しました。これも希少な、議会の、委員会の調査権限が行使された事例です。数少ないの

でこれを挙げるしかありません。

四番目、西原眞衣議員、私に対する問責決議案提出、これも議案です。問責決議案、辞職勧告議案提出、そして懲罰決議案、こういうことに特化されております。議案提出権がですね、フルに行使されております。町政への監視、住民福祉の向上のためではないです。ざっと以上でした。これで委員会の調査権限、議案提出権限をフルに発揮して、町政への監視機能を果たし、そして町民福祉の向上に寄与していると言えるでしょうか。私は一議席を持つ者としてそうは思えません。

さらに、委員会活動を概観すれば、委員会は視察研修等を除けば陳情・請願の審査が仕事の99%です。これも会期中に行われます。ケーブルテレビで放映されていないところで委員会は行われております。この審査に要する日数は、議会だよりから抽出して調査をしましたところ、年間8日です。委員会の、委員会開催してるのは年間8日です。議長、酒井祥成氏は、報酬が上がった後には委員会活動を活発にするようにと全議員に申し渡しましたが、再三、逆ですね、委員会活動を活発にして、町民の方に認めていただいてから住民理解を得て報酬は上げるべきです。やっтерことが逆ではありませんか。

ケーブルテレビに映ってる本会議、これは年間僅か16日です。それ以外の議員活動を町民は知るすべがありません。議会はこれだけやっているんだ、これだけやっているんだということを知るすべがありません。ケーブルテレビの放映は年間僅か16日です。住民理解がこれで得られると考えるのは無理があります。本会議年間16日、ケーブルテレビは16日です。そして本会議の合間を縫って行われる全員協議会が年間8日です。調査特別委員会は、この4年間で地方創生調査特別委員会で所要日数は3日です。槇野章議員が調査委員長でありました。地方創生委員会の報告によって地産外商室が立ち上がった経緯がございます。長くなりましたが、けど、これが議会の実態なんです、数値であらわした。

そして、この委員会の提言も、町の議会のホームページにさえ公表されていなければ、委員会の議事録も議会のホームページに公表されておられません。委員会議事録の公表を、私は再三言ってきましたけれども、現時点ではその考えはないと議長は言いますし、そして私が確認したところによれば、公開でやっている委員会の議事録の閲覧に情報公開申請が要るそうです、一般町民は。議会が何をやっているかを町民に説明しようとしているとは思えない。それで議員報酬の引上げに理解を得ようというのは甚だ困難であろうかと思えます。

続いて、議員報酬引上げの理由とされている議員定数削減に伴う責任範囲の拡大、これ

について考えてみました。これは人口減が勘案されていません。合併時2万1,227人の人口は、今1万7,363人です。これは3月末の住民基本台帳によります、議員一人当たりの人口換算で、今の報酬になった平成19年度における議員定数26人では、議員一人当たり816人、16人になったときには1,085人、今度は、16人ですよ。ですから816人が1,085人になったんですよ、これで責任範囲が拡大したといえると思いますか、私はいえないと思います。じかに人口割で、責任範囲の拡大とは私はいえないと思います。最も肝心なのは、行政への監視という議会本来の機能が、いかに精力的に真剣に果たしているかどうかです。

二番目、まずですから、この提案理由が説得力に欠けるということです。

二番目、報酬引上げによるなり手不足の解消。これは先ほど町長も盛んに言っておりました。これは既に引上げた自治体でも解消されていないということが実証されています。私が思いますのに、兼業が可能な議会においてですよ、議員報酬を25万円にしても兼業可能なんですよ。そうすると議会に、議員活動にさける時間配分は各々に委ねられている以上、これは全然担保にならないですね。そのことの担保にはならないと思います。子育て世代が議会に来る大きな誘因にはならないと思います。子育てに必要なのは定職と昇給ではありませんか。皆さん、4年に1回選挙があるんですよ。これがなかったら議会ではないんです。そこで子育てというのは、これは私はおかしいと思う。

そしてまず、生活給、議員報酬を生活給とみなすこともおかしいです。兼業できるのにです。専業であれば生活給とは成り立つ、ここもおかしくないでしょうか。ですから、子育て世代というのは詭弁であると思います。子育てに必要なのは、役場職員に保証されているような職の身分の安定と定期昇給です。議員報酬を25万円に上げてそれはないません。これはピントはずれ、看板倒しではないでしょうか。実態がそうだと思います。

もう一つ踏み込んで申し上げますと、今の議会ですね、年齢申し上げました、そして職業構成、自営業が多いです。家業を持ってらっしゃる方が多い、兼業可能です。副業としての議員であることが多くないですか。皆さん、時間配分がどうなのでしょう、専業でされている方はほとんどいないと思います。私のこれは、自分の考えですけど、全ての制度や法律は、法律、条例同様ですけど、この部分の緻密な精査が必要であると思います。なぜかといいますと、この議員報酬引上げで最も誰が利益を得るかです。それは現役世代の議員なんですよ、家業を持っている。若者を入りたいというのは題目ですね、実際、若者は来ないと思いますよ。私は聞きました、若者に。すごい怒りを表現されました。怒りを表

現されました。その人は、それで議会に来るとは言いませんでした。子育て中の40代の青年です。理由は何でしょうか、子育てに必要なのは昇給と身分の安定だからです。ですからこそ議員という特殊な職業には情熱が要るんです。これをやりたいという、町政に対する並々ならぬ関心が要るんです。そこが飛ばされていませんか、報酬のみで語るべきものではないはずです、議員というのは、本来。

そこで中尾町長は、特別職報酬等審議会において、議事録に残っておりますが、トップランナーとなると言っております。報酬においてトップランナーとなって若者を導き入れると言っております。トップランナーというのは、これはあれですよ、交付税を削減したい総務省が民間委託によって削減することをトップランナーと呼んでるんですよ。何か、言葉の使い方が何かちょっと異なってますか。まずはトップランナーと言うべきならば、議会がその本来の機能を果たすべく、自己研さんに励むべく町長は背中を押すべきでした。議会はまずトップランナーに、議会をトップランナーにすべく自己研さんを奨励すべきでした、順番が逆です。報酬上げてから、報酬が上がるから委員会活動を活発になんて言ってるような生ぬるい議会に何が期待できるのでしょうか。はっきり申し上げて、町民はこの議会の評価は極めて低いと思います。下元真之議員が言ったように、そういう声しか聞こえてきません。私もそう思います。それを実感しております。実感しております。

以上をもって、この議員報酬の引上げの議案には反対いたします。議員の皆さん、目を覚ましてください、目を覚ましてください。よろしくお願いします。

○議長（酒井祥成君） ほかに討論はありませんか。

6 番下元真之君。

○6 番（下元真之君） 私は、この議案に対して反対の立場で討論をさせていただきます。理由といたしましては時期尚早という立場でございます。

ただ、報酬を上げて若い世代の議員が増えたといたしましても、今のままの体制では、議員一人一人の政務活動が増えるとか、政務調査にかかる時間が増えるわけではないという立場であります。どうすれば実際に議会や議員が動き出すのかということを考えたときに、どうすれば議員自らが考えて、政務のためにお金を使って動き出すのかということを考えたときに、私はずっと、議会の場で政務調査費、政務活動費を充実させるべきだ、まずはそこから始めるべきだという立場をとってまいりました。今回も全く同じ立場でございます。まずは政務調査費、政務活動費を充実させるということから始めて、実際に議員自らが動き出したという姿を町民に見せるべきだという立場でございます。今回は時期尚

早ということで反対の立場をとらせていただきます。

○議長（酒井祥成君） 次に、賛成の方の討論はありませんか。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 私は、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回、この議案に対しての質疑は考えておりましたけれども、ほかの議員の皆様がいろいろ質疑をされましたので、私は質疑いたしませんでしたけれども、反対の立場の方々の討論がありましたので、原稿は持ち合わせておりませんけれども、賛成の立場で私の考えを述べさせていただきます。

まず、今回の議員の報酬アップの議案につきましては、これは皆様方、議員の皆さん全員分かっていると思うんですけども、議員の方から執行部に対して、先ほどの16番西原議員の話の中に出てきましたけれども、昨年11月13日に議長から町長に対して、特別職報酬等審議会にかけていただけないかということを議会側から執行部に示し、それを執行部、町長が受けて、特別職報酬等審議会にかけていただきまして答申をいただいた、こういった経過があります。なお、それを詳しく、手元の資料に基づいてお示ししたいと思うんですけども、この議員定数とか議員報酬につきましては、約4年前になりますけれども、平成27年、私どもが議会選挙の後の3月9日に、この時点で議長より、議会運営委員会に対して調査検討の諮問を受けたのが、今回の改正の一番、事の起こりでございます。その後、地域周りのときに平成28年8月に地域周りをする中で、たくさんの町民の方々の意見をお伺いをしました。その後、県外研修であるとか県内研修も行いまして、議員定数と報酬等についても調査をいたしました。その後、全員の方々に、全員協議会の場において、同じく平成28年9月7日、全議員から意見を、議長が個々の全員に対して、議員定数と議員報酬の金額について聞いた調査結果が、私っておりますけれども、先ほどのお二人、3人の方が反対討論されましたので、3人の方々の、そのときの、それぞれの委員の議員定数、あるいは報酬等に関する項を、ちょっと目を通しましたが、皆さん、反対された3人ともアップと、大幅なアップが、誰が何万円ということは申しませんけれども。

（16番西原眞衣君「異議あり。」と呼ぶ）

○11番（下元昇君） ここにですね。

（16番西原眞衣君「異議あり、違います、内容が違います、異議あり、異議ありです。ちょっと待ってください、それが。」と呼ぶ）

○議長（酒井祥成君） 静かにしてください。

○11番（下元昇君） この資料では、3人の方々ともアップということで、そのときの調査結果がございます。

（16番西原真衣君「異議あり。」と呼ぶ）

○11番（下元昇君） その後。

（16番西原真衣君「議長、異議ありです。違います、事実と異なることが。」と呼ぶ）

○議長（酒井祥成君） 静かにしなさい。静かにしなさい、静かに。

〔「退場、退場」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 退席にしますよ。

〔「退席」と呼ぶ者あり〕

（16番西原真衣君「でも、事実と異なることが言われているんです。事実と異なる。」と呼ぶ）

○議長（酒井祥成君） 今、討論をやってます。

（16番西原真衣君「それは分かりました。では後で。すみません、申し訳ありませんでした。後から。事実と異なる。」と呼ぶ）

○11番（下元昇君） その後、議会運営委員会で、いろいろな、様々な定数及び報酬等について皆様方の意見を聞いた上で、平成28年12月5日に最終の検討会を終わりました。それで、報酬につきましては29年9月4日に、執行部に要望・提出する議員報酬、金額の確認を行いました。これは議会運営委員会で、全員の議会運営委員の皆様方の了解のもと執行部に対して要望を出しております。今、反対された3人のうちのお二人は議会運営委員会のメンバーでもあります。だから今年の9月4日に議会運営委員会では、全員協議会のそういった定数及び金額を確認した上で、議会運営委員会で決定し、それを執行部に提出した、こういった経過がありますので、いささか、先ほどの反対討論を聞いておきましても、議員として、そして議会の運営上の問題として適当かどうかということを非常に、私は不思議な反対討論であったかなというふうに、自席で聞いておりました。

最後に、賛成の立場の意見として、議長から平成29年11月13日に町長宛てに要望書を出した中で、少しだけ書いていることを再度申し上げておきたいと思うんですけれども、議員の皆様は既にご承知のとおりであります。この要望書の中でも、全国的にも議員のなり

手不足による無投票当選や定数割れなどの深刻な状況となっており、その原因の一つとして議員報酬の低さや、兼業できる職種が限られていることも挙げられております。そして最後には、四万十町におきましても、次の世代を担う若い人の出馬意欲でありますとか、議会議員となったときに活躍できる環境整備など、議員のなり手不足を解消する環境づくりへの配慮が必要となっておりということで、議員報酬の見直しを求めたところであります。私は、この文言につきましても、全員協議会では記憶にないんですけれども、こういった文言の要望書を議会運営委員会から執行部に提出するということを、ここに手元にありましたので、読み上げさせていただきました。

それと、私はこれまで議会議員として自ら身を切る改革といいますか、財源的なことについて一つだけ皆様方にもご理解をいただきたいことがございます。私ども平成18年3月20日に四万十町に合併した時には42人の議員がいました。いわゆるこれは在任特例の期間だったんですけれども、その次の選挙、19年2月11日には26人になりました。ここが、四万十町がきちんとした形での議会となったときは、当初は26人でした。そして一回目に、まず、人数の定員の削減を、平成23年2月11日に行いまして6人を減しました。6人を減して4年間議員報酬が削減されましたので、年間1,886万円の削減を、これが4年ありましたので7,544万円の削減です。

続いて平成27年2月11日に、20人から18人へと、さらに2人削減をいたしました。この年間の議員報酬の削減額が628万円で、これが4年ありますので2,512万円の削減をしてきました。そしてさらに、平成31年2月11日に18人から16人へと、今回定数が、次の選挙から2人減るということで、これで行われますと、やはり年間628万円、4年続きますので、ここも同じく2,512万円、次の選挙まで4年間、仮にいきますと、このメンバーの減少でいきますと、議会としては1億2,568万円の削減を、議会自ら行ってきたということになろうかと思えます。

以上、議会としてのでき得ることは、これまで議会で取り上げて、そういった定員削減にも取り組んでまいりましたので、私は今回、議長のほうから議案として提出していただきました報酬については、適当な答申をいただいたということで感謝をしている立場でありますので、賛成の討論とさせていただきます。

議員諸君、いま一度、これまでの経過を踏まえて、賛成すべきか反対すべきか、議会としての運営方法、議員一人一人の行動にもっと責任を持つということをお願いして、私の賛成討論とさせていただきます。

(16番西原眞衣君「先ほど、異議があります。先ほどの中に事実に基づかない発言がありました。異議があります。議長。」と呼ぶ)

○議長（酒井祥成君） 西原議員に申し上げますが、議長が注意してもなお発言を繰り返すようであれば、会議規則54条第2項及び地方自治法第129条によって発言の禁止を命じますよ。

(16番西原眞衣君「議長の注意を無視する考えはありません。しかし、今の賛成。はい、すみません、申し訳ありません。」と呼ぶ)

○議長（酒井祥成君） このことに対して討論をやっていません。

〔「退場」と呼ぶ者あり〕

(16番西原眞衣君「16番。」と呼ぶ)

○議長（酒井祥成君） ほかに討論はありませんか。
15番。

○15番（中屋康君） 反対のです。

○議長（酒井祥成君） 反対討論。

(16番西原眞衣君「ちょっと待ってください。先ほどの私の意見。」と呼ぶ)

○議長（酒井祥成君） 中屋康君。

○15番（中屋康君） 私は、この議案についての反対討論ということで申し上げたいと思います。

いろいろ、議員の方々から賛成あるいは反対の討論がありました。先ほど、11番下元昇議員からは、いわゆる経過も、私も手元に同じ資料を持っておりまして、いろいろ、平成27年から私ども議員は、この議員定数削減の問題、それから議員報酬に絡めての、いわゆる研修を、研さんを、県外にも行って努めてまいりました。最終的には、先ほど11番下元昇議員が言った平成29年11月13日に、いわゆる議会運営委員会を經由して要望書を提出したという経緯はあります。ただ、時間的時刻、我々のこの動きというのは時々刻々と変化をしているというところではありまして、私も先ほど、11番下元昇議員が言ったように、各議員にアンケートをした段階では報酬を上げるべきというところで回答をいたしております。ただ、理由としては、私は次の世代の若い議員に出てもらえる環境づくりが必要と、

そういう意味合いの条件を持って報酬を上げるべきということで回答をしております、この時点では政務調査費は必要ないというところであります。

しかるに今般、町長のほうも苦勞をされまして、我々の議員に対しての報酬を上げていただくということで、特別職報酬等審議会にもおかけをいただいたという結果が今回の議案の上程ということですが、内容については、やはり子育て世代の意見を反映させることが必要と、議員活動のみで生活できる報酬額とすべきであるということでお書きになっております。内容の趣旨として。私もそのように、将来的にはされるべきであろうと思いますし、議員の報酬の改定については、私は将来的にも賛成であります、今の段階からもう少し上げて、若い世代がもっともっと応分に、ここに、議会に出てこられるような環境づくりというのは非常に必要だと思います。

ただ、先ほど16番西原議員が申し上げたような、平均年齢は64歳も超えました。我々、今の世代の議員が、将来的にはやはり、いずれ淘汰をされていくということになります。若い世代の登用というものは今から待たれるべきでありますし、そういう環境づくりは今からしていかなければなりません。という意味で、今の段階、この状況下においては、次期選挙の段階で、若い人の、いわゆる登用というか、意気込みはまだ今は感じられない状況でありますので、やはりこの、我々の任期を満了した後に、時間を掛けて、4年なら4年、2年なら2年のスパンで、町民の皆さんにしっかり理解が得られて、若い世代の動きが見える段階まで、もう少し、先ほど6番下元真之議員が言ったように時期尚早のような感がありますので、今般の上程に関しては、私は反対ということで表明をさせていただきます。

以上であります。

○議長（酒井祥成君） ほかに討論はありませんか。

12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） それでは、私は本議案に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

るる、それぞれ反対、賛成者の討論を聞いて、基本的なところだけは触れておく必要があるというふうに感じましたので、原稿はありませんけれども、具体的なことを踏まえて、この議案に対して、議員として賛成すべきではないかという内容を、少し触れさせていただきたい、このように思います。

ですから数字とか何とか、今まで、それぞれ各議員から討論の中で触れてきたわけです

けれども、議会としてですよ、私は議会運営委員会の委員長です。ですからこの件につきましても、委員会として議長のほうから諮問をいただき、一年間ぐらいの期間の中で協議をさせていただきました。その議会運営委員会というのは、主たる委員は各常任委員会の委員長が入るわけです。そして会派とはいきませんけれども、その不足分のところに地域の議員を入れた形での7人の構成になっておるわけですが、思い出してください、皆さん。その議論の中で、この件は、議員報酬を上げるか上げないかということの基本的なことは、上げるということで決めているんですよ、そこをよく判断をしていただきたい。だから、今の討論を聞くと、それぞれの思いというものは主張している、これは私にもありますよ、ここで、主張は。しかし、提示をして、上げ幅を上げろということ、それぞれの個人個人には、上げ幅のことも、先ほど11番下元昇議員のほうから紹介がありましたけれども、それぞれ言っています、理由も言っています。しかし、上げていくということについては合意を整えて、議会運営委員会としても進めてまいりました。そして、そのことをいつの時期には提案するというのも全員協議会の中でも議長が説明をして、こういう方法で、この上げ幅でいつの時期にこうしていきますという予定も踏まえて、この問題については進めてきた経緯があるわけですから、それぞれ、その後については町民の皆さんからも厳しい内容の意見書等々もいただいています。私もそのことは全て目を通しました。ですから、それはそれなりの思いでありますから、そのことは、我々議員としては真摯に受け止めていく必要があると捉えています。

しかし、それを決めながらきて、その後において各町民がこう言うた、ああ言うたということで、議員が思いを変えてということになると、これは本末転倒ということになりますよ。ですから、今回の議員報酬の増額ということについて、ここで我々が、私たち議会が、議員がこのことを否決したら、この問題についてはさらに将来、長期間の間触れていくことは、私は無理になるというふうに思うわけですよ。ですから議会で、委員会で議論をしてきたことを、全体の中で、今、四万十町議会の中ではこの問題を確認をしているんです。そして進めてきたということですから、その後において思い思いのことを言って、例えば否決をするということに対して、皆さん、一議員としてどういう責任を感じますか。議会というのはそういうところではありません。ですから、その認識をしっかりと持って、事ある反対意見の町民の皆さんからお話をいただいた場合でも、そのことは議員が説明をし、理解をしていただく説明能力がないといかんということです。そういったことも踏まえて物事を判断していく、それが議会の在り方ですから。私にだってありますよ、

個人的な思いは。そういうことをこの本会議の中で議論をして、否決に持っていくという考えがあるとするならば、本末転倒であるということです。そのことだけは最低、私も申し上げていきたいというふうに思います。私の意見にご賛同いただきたい、このように思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） ほかに討論はありませんか。

（16番西原真衣君「16番、討論ではありません。16番。議長。」と呼ぶ）

○議長（酒井祥成君） 番号を言ってください。

○17番（橋本保君） 17番。

○議長（酒井祥成君） 17番橋本保君。

○17番（橋本保君） この報酬の引上げについては賛否両論、それぞれの議員の皆さんの立場から出されております。そして住民の、町民の皆さんからもこの問題については賛否両論あるわけでありまして。しかしこの問題については、先ほど堀本議員も言われたように、この議会というのは信義を重んじる場であります。一旦、議員の皆さんがこうこうしてやろうじゃないかというふうに決めたことは、忠実にそれを実行していく、そうでないと町民の皆さんもやはり納得をしないんじゃないかなと、こんなふうに私も思っております。

それと基本的には、今非常に、議員のなり手不足等々の問題が出ております。大川村の問題等々の中、国・県を挙げて、この問題には今検討をされているところであります。

議員報酬の低さと、それから議員のなり手不足というのは、私は連動しているのではないかと、こんなふうに思っております。議会活動に適する報酬額を確保する必要があるのではないかと思っております。定数や報酬は、住民自治の充実の条件であると、こんなふうに思っております。低い報酬と少ない定数は、先ほど11番下元昇議員からも言われたように無投票当選につながっていく、そういうおそれもあります。

最近の一般選挙でも、20%前後が無投票であります。さらにその5%ぐらいが定数割れの状況が起きていると、こういう状況も、今加味していかななくてはならない問題であります。報酬を上げたからと言ってこの問題がすぐに解決をしていくと、そういうことにはならないかとも思います。しかしそれが一つの要因であることも事実であります。そういう意味で、今回提案をされた議案については、私は賛成をしていくものであります。報酬

等審議会が適切な判断を示されておりますので、私はそういう意味をもって賛成をしたいと、こういうふうに思いますので、議員の皆さんは、よろしく賛成をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（酒井祥成君） ほかに討論はありませんか。

14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 反対です。

○議長（酒井祥成君） 次に、反対討論を。

○14番（武田秀義君） はい、私は反対の立場で答弁というか、言わせていただきたいと思います。

今、堀本議員、下元昇議員、橋本保議員からも言われたことはよく分かりますが、私としては、この答申したことに対して審議会のほうが審議されました。それに対しては適切な審議だったとは思いますが、その審議されるメンバー、やはりちょっと民意が反映されていないのかなと、やはりそのメンバーにももう少し工夫が要ったのかなと。あと、これは新聞報道されて、一般の人からの声を聞いた、それはそれとしてやはり、民意として大事にするべきだと私は思います。

私自体は、この報酬を上げることには賛成であります。この二年間、いろいろと話合ってきた中でも賛成ではあります。ですが、ただ、下元真之議員、中屋議員と同じように時期尚早じゃないのかなと、やはりもう少し、私は議員報酬に対して、あと、政務活動費、その部分ももう少し審議、皆で考えてやるべきではないかなというふうに思って、今回のところではちょっと見送るべきじゃないのかなというような気持ちで反対の立場をとらせていただいております。議会の議決、いろんなことの、決めてきたことというのは、それは重んじるべきだとは思いますが、私は、今の段階ではそういうような判断をさせていただいております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） ほかに討論はありませんか。

10番味元和義君。

○10番（味元和義君） 賛成で。

○議長（酒井祥成君） はい、賛成討論です。

○10番（味元和義君） 私も聞きよって、だんだんとおかしいということで、ここで賛成

討論をやらしてもらいます。

この中で、この問題は議長が議会運営委員会に諮問し、調査・研究をしろということ、多くの税金を使って、皆はあらゆるところへ視察に行き、研究し、調査し、そして皆の意見を聞いて、そして議会運営委員会の中から上げるべきだという結論を出して、全員協議会を開きました。その中でも反対の意見はありませんでした。私も個人的な意見は持っております。だけど、堀本議員が言ったように、議会とは、決定したことには従わなければ非常におかしな状態になります。特にこのような問題は、来年は議員選挙が控えております。その上を考えても、非常に意見が出しにくい立場におります。だけど、議会人として、与えられた議員として決定したことは守る。これが一番の重要なことです。特に今回、一番調査・研究をした議会運営委員会の方から反対の意見、これが4人も出たということに、私は長い議員経験の中から、こういうことがあればこれからの議会運営がうまくいくのだろうか、非常に不安に思っております。

やはり、この提案があつて、議長からの諮問があつて、それから多くの予算をつけて何を勉強したのかと、その間に住民の声を聞き、そして他の町村へ視察に行き、その意見を聞き、そして自分の意見として、そこで賛成したと。そういうことならば、ここへきて反対討論するというのは、私としては非常に残念だ。そして、議会民主主義の、この大事なことがここで覆されては、大変これからの議会運営に支障を来すということで、賛成の立場、また、議員個々の皆の常識ある判断をしてもらいたいと いうことで、賛成の立場で皆様のご賛同をお願いします。よろしくお願いします。

○議長（酒井祥成君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

（16番西原真衣君「発言許可をもらいたいんですけど。」と呼ぶ）

○議長（酒井祥成君） 討論がないようですので、ありますか。

（16番西原真衣君「発言許可は無理ですか。議長。」と呼ぶ）

○議長（酒井祥成君） 討論は1回ですよ。

（16番西原真衣君「討論ではないんですよ、討論。」と呼ぶ）

○議長（酒井祥成君） 暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第74号四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第74号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立多数です。反対者6人、岩井優之介君、下元真之君、岡峯久雄君、西原眞衣君、中屋康君、武田秀義君。以上です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

ここで、町長からちょっとお願いがありますので、許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうから、ちょっと気づいたところ、今後、課題のあるところをちょっとお願いを申し上げたいと思います。

今回、全て議長の要請に応じてやったつもりは全くありません。ただ、それが一つの原因として検討してまいりました。それに加えて、先ほど来申し上げましたように、平成22年から議員報酬は改定すべきだという思いを持ってやってきましたが、今回、その流れを見たときに、やはり議長名で様々に研究されて、申入れがあった要請というのに基づいてやっておりますので、実際、ここに今日議案として上がる前にこういった議論がほしかったと思います。まな板に乗せて、それを皆で料理をする、言い方は悪いですが、私はそう思いました。それであれば、本来、議会が上程しちゅう間に、本来は引っ込めて再検討というのが本当の姿じゃないでしょうかと思いました。それで、今後は是非、こういった案件も今後あると思います。私もいろいろな場面で、様々な住民の皆さん方から、確かに自分がやったことについていろいろな意見をもらいます。しかしそれは、そこでしっかり自分の思いを伝えてやってきましたし、これからもそのつもりでやっていきたいと思っています。ですから確かに思い変わりはあると思います。これは人間であると思えますけれども、それであれば、ここで議案審議、採決に至るまでに何らかの方法がなかったかなということで、非常に残念です。是非、今後はそういうことがないように、ひとつ議会の運営に対しても、議長ともどもお願いを申し上げて、私のほうからの思いを述べさせ

ていただきました。

結果的にご承認いただきましたので、非常にけんけんがくがくありましたけれども、是非、今日の議論を次に生かせるように、さらにはこの経験を次に生かせるように私自身も頑張っていきたいと思いますので、議員の皆様も、是非そういった視点から今後もご活躍いただきたいと思います。

もう一つだけ、誤解があってもいけませんので言わしてください。私は、今の議員の18名の皆さん方の報酬を上げるということは全く思っておりません。今後のことについて、先ほど橋本保護議員からもありましたように、やはりできる環境をお互いがつくっていかうと、だから今の指摘は、今の議員に確かに指摘があるかもしれませんが、今ではないんでしょう。今後においてこういった環境をつくっていかうという思いで提案させてもらっておりますので、是非そこは誤解のないようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） ただいまから、暫時休憩したいと思います。11時15分から開会したいと思います。

午前10時56分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第2、議案第75号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第75号について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の討論を許可します。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 昨日の岩井議員の一般質問を聞きまして、反対討論をするつもりはありませんでしたが、急きょ反対討論の原稿を今朝方作成しましたので、今から反対討論させていただきます。

公務員給与の比較対象である調査対象事業所とは、従業員規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業者であり、当然大企業が含まれ、零細企業は対象となりません。同時に比較対象とされる給与は、公務員給与表が適用される職階層に照応した企業内の職位階層です。例えば、間違っていれば指摘していただきたいのですが、公務員の主幹が民間企業の係長、そして副課長が課長、課長が部長といった具合です。このような手法で民間企業の給与を調査されているらしいです。私が知っている範ちゅうではです。

ここまでで単純素朴な疑問が生じます。企業は業績が存続にかかわります。日産のカルロス・ゴーン事件に象徴されるように、役職は基本的にその手法はさておいても、ともかく業績を裏づけとする業務遂行能力によって決定されていることは間違いありません。それが企業の存続に関わるからです。公務の世界は全く異なります。第一に業績と責任が問われません。ましてや存続が危ぶまれることもありません。したがって、この両者を比べることに合理的理由が見当たりません。いみじくも、今、公務員給与の恒例の引上げが全国の地方議会に上程されている中、東京都の特別区人事委員会は、東京都23区に対して階層上の職位が同じ一部の職員に対して支払われている給与が、該当する民間給与より高く、大幅な引上げを勧告しました。これは東京都議会議員の複数のブログによって知りました。ところが、この特別区人事委員会勧告は無視されて、議案に上程されなかったそうです。

（14番武田秀義君「議長、内容についての質問、反対意見じゃないと思いますが」と呼ぶ）

○議長（酒井祥成君） 動議ではないのですので、まだ続けてください。

○16番（西原眞衣君） では、内容について言います。軌道修正します。

公務員給与の引上げが、ここでは議案として上っております。アベノミクスと公務員給与の引上げを、この因果関係を今から話したいんですが、それは関係ないんでしょうか。アベノミクスは異次元の金融緩和によって株価を押し上げました。昨日、1億円以上の所得者が、税率が低くなるという話を岩井議員がしておりました。それに対して中尾町長はマネーロンダリングとかマネーゲームという言葉を使って応酬しておりました。庶民に及んでいないという話がありました。アベノミクスの恩恵がです。

1億円以上の所得は、金額が大きくなるにつれて、これは金融所得の占める比率が高くなります。分離課税20%が適用されます。所得税は45%が最高税率ですが、これも4,000万円の控除があります。例えば5,000万円の所得があつて、4,000万円を引いて、残り1,000万円に45%が適用されます。つまり、グラフにすれば一番分かりやすいんですが、1億円以上の所得に対しては金融所得、マネーキャピタルゲインです。これの占める比率が、所得が多くなればなるほど占める比率が高くなっていくので実効税率が下がるんです。そうすると大企業、内部留保、大企業は内部留保を蓄え、収益を上げ、内部留保を蓄え従業員の給料を上げることが可能となります。でも、我々にはその恩恵は及びません。所得1億円に満たない、そのような現金を手にするものもない。

ところで、公務員給与はどの民間と比べられているか、そのようなアベノミクスの恩恵を受けている大企業はこの調査の中に必ずや入っているんです、対象としてです、そこからサンプリングされているんです。ということは結果として、アベノミクスの恩恵が、この公務員、民間給与の平均値を押し上げる効果を持っているんです。ですから公務員給与を民間給与に準じて引上げる、その公務員給与、民間給与の算定の方法にアベノミクスの恩恵を受けた大企業の給与が必ずや入っているということなんです。加重平均で決めていますから。アベノミクスによって恩恵を受けたものに合わせていることが、果たして社会的公正さがあるのかです。

昨日の陳情、保育の無償化も財源が要ります。アベノミクスの成功いかんは、実にこの国の経済成長、社会保障の財源にかかわることです。ですから、我々かつて、日本は、世界中の人々が欲しがるものをつくり、輸出して外貨を稼いでおりました。車や家電です。今の成長戦略が、これとは全く様相異なることにしているってことを言いたいがために今のことを言いました。アベノミクスの中で格差は拡大しました。それは岩井議員が言ったとおりです。家計消費が22%減少し、そして実質賃金が16万円下がった、つまり貧富の格差が開いているということなんです。そして貧富の、富めるほうの側がこの調査対象には含まれているので、平均給与を押し上げるということなんです。

結論を言います。アベノミクスの恩恵を公務員給与に及ぼすことは、これは本末転倒です。公務員は全体の奉仕者だからです。だからこの成長戦略によって達成された民間給与の引上げを公務員給与に反映すべく、この公務員給与の引上げの議案には、私は反対したいと思います。アベノミクスの成功いかんにかかっているんです。今後の日本は、アベノミクスが成功していると思ひ難い、そしてその成功部分を反映しているからです。この公

務員給与の引上げが。私なりに論理的に考えてみました、根拠を、そういう理由で私は反対したいと思います。

税制にゆがみがあるからです。1億円以上は実効税率が下がるんです。金融所得の比率が高まる。税制のゆがみを放置するということは負担の不公平を放置するということなんです。そこを皆さん問うべきではないですか。ただ単に公務員給与は民間給与に準じているなどと題目のように唱えている場合でしょうか。違うと思います。根拠について深く考察すべきです。公務員給与を上げること自体が反対ではありません。その根拠が納得できないと言っている、その背後にある成長戦略が疑わしいと言っている。東京財団の森信茂樹さん、極めて有名な研究員の方が言ってます。諸外国の成長戦略を比べたときに、格差が大きいほど経済成長が遅れると言っております。教育による階層の移動の効果が薄れてしまうんです、貧困の連鎖を生むんです、教育に影響を与えるんです。将来、高い所得を得られる職業階層に移動できる可能性が奪われていませんか、今の子どもたちは。結果として経済成長の足かせになっているんです、格差がです。格差が税制のゆがみによって放置されていることを議会議員は考察すべきです。そしてその上で公務員給与についても考えるべきではないでしょうか。我々には議決権があるんですから。

以上をもって公務員の給与の引上げには反対いたします。議員諸氏の理解を求めます。

○議長（酒井祥成君） 次に、原案に賛成の発言を許可します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに討論はないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第75号四万十町一般職の職員の給料に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第75号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立多数です。反対者、西原真衣君。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第3、議案第76号四万十町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） これは議案説明資料によりますと、本町では下水道等の整備地区以外については合併浄化槽の設置を推進していることから、今後はさらに合併浄化槽の設置が普及していく見込みであるため、それぞれの施設を利用する、使用する住民の負担の均衡を図る観点から公共下水道料金の改定を行うものと説明されております。

合併浄化槽というのは、これは民営で設置されているので、いってみればその平均値をとったということは説明を受けておりますが、下水道価格とか、下水道料金とか、そういうのは公定価格なので、その公定価格を民間が設定した、公共価格であれば根拠の積算根拠を説明されますよね、けど、合併浄化槽の維持管理にかかる価格を、単に書類上の平均値をとったように私は受け取ってしまったんですけども、その根拠をどのように説明できるのでしょうか。公共下水道であれば積算根拠を説明できると思うんですね。でも、浄化槽の維持管理にかかる費用ですよね、単に平均値をとったとしか課長からは聞いていないので、その根拠をどのように説明ができますか。

○議長（酒井祥成君） 環境水道課長宮本彰一君。

○環境水道課長（宮本彰一君） 先ほどの質問で、公共下水道の料金には積算根拠があるというふうにお伺いしましたが、利用料金についての根拠はありません。水道料金も同じですけど、各々の自治体において決定することになります。

それと、合併浄化槽との均衡を図るというのは、やはり公共下水道については使用料で維持管理が賄われておりませんので、一般会計からの繰入金で維持管理を行っている状況です。ですので、全てを自分のお金で賄う合併浄化槽と、ある一定の均衡を図るという意味で今回の料金改定をさせていただいております。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） ですから、利用料金の設定には根拠がないと言ってますけど、一般財源からの繰入金の必要な額は積算しているわけなので、利用料金で賄えないのは経費があり、その賄えない赤字補填を一般財源でしているという、根拠の説明があるわけですよ。言ってみれば、今のが説明として。片や合併浄化槽の根拠の説明というのは民なのでなかなか分かりづらいんじゃないかと。根拠が分かりづらいものと、根拠の説明ができる説明過程、つまり設定過程が分かるものと同列にするというのはどうなのでしょう。つまり公を民に合わせるっていうことだと、どうしてもそういうことが生じてくるかと思

うんですが、そこがどうなのでしょうと聞きました。

○議長（酒井祥成君） 環境水道課長宮本彰一君。

○環境水道課長（宮本彰一君） 今言われたように、確かに公共下水道と合併浄化槽は各々立場が違いますので、一律にするということが絶対正しいとは私のほうも言えませんが、負担ということを考えますと、やはり同じような負担をしていくべきだと考えて、今回改定しております。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） それは負担の均衡を図るということですね、実勢において負担の均衡を図るということですね、それはそれで一つの説得力のある理由かと思います。負担の公平ということですね、でも、合併浄化槽の維持管理費がどうしてそのような金額になっているかについてはあずかり知らないということなんでしょうか。最後にお伺いします。

○議長（酒井祥成君） 環境水道課長宮本彰一君。

○環境水道課長（宮本彰一君） 合併浄化槽についての維持管理費については、私のほうで調べたところ、昨年度、補助申請のありました60件に対して出てきた書類を平均値として維持管理費をとっております。それと法定検査料、それに加えてブローアの電気料等を入れたものを合併浄化槽の維持管理費として算定しております。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 一点だけ分からない点がありますので、お伺いをします。この田野々地区の公共下水道ですけれども、いわゆる受益者からの使用料収入だけでは運営できないということで、この数字なんですけれども、つくった、この田野々地区に平成14年に供用が開始されていますけれども、現在、どのくらいこの下水道を使用しているご家庭があるのか、その点と、もう一点、この田野々地区に新築を、何年から何年とは申しませんが、分かってる範囲内で、現在、田野々地区に新築された場合、合併浄化槽を採用される方がいるのか、あるいは公共下水道を使われる方がいるのか、もしその点分かれば、このくらいという数字をお示し願いたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 環境水道課長宮本彰一君。

○環境水道課長（宮本彰一君） 田野々地区の普及率ですけど、547戸に対して425戸、77.7%が普及しております。それと、実績としては1年分しかないですけど、昨年、平成

29年度に4戸接続しております。あと、区域内においてでは、下水道法上、合併浄化槽ではなく下水道に接続するということに下水道法でなっておりますので、その地区についての合併浄化槽は許可を得ないものと考えております。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

7 番岩井優之介君。

○7 番（岩井優之介君） 合併浄化槽の普及をしていく見込みがあるために、住民の負担の均衡を図る観点から、今、下水道の仕様の改定を行うとあります。逆に合併浄化槽の補助金のアップを図ることも均衡を図ることになりますけれども、そういう視点は無理なんでしょうか。

○議長（酒井祥成君） 環境水道課長宮本彰一君。

○環境水道課長（宮本彰一君） 今回の改定はあくまでも利用料金ですので、合併浄化槽の利用についての補助はやっておりません。設置についての補助のみです。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより、議案第76号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第76号四万十町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第76号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第4、議案第77号四万十町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑

を行います。

質疑はありませんか。

7 番岩井優之介君。

○7 番（岩井優之介君） それぞれの世帯数、1 人世帯数、2 人世帯数、いろいろありますけれども、5 人世帯までありますけれども、それぞれの世帯数は、数は分かっておりますか。答弁をお願いします。

○議長（酒井祥成君） 環境水道課長宮本彰一君。

○環境水道課長（宮本彰一君） 平成28年度現在ですけれども、1 人世帯が26、2 人が45、3 人が12、4 人が11、5 人が8、6 人が4、7 人が1、8 人が1となっております。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより、議案第77号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第77号四万十町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第77号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第5、議案第78号四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君）　ここに、この議案に関して配付されました資料がありまして、この、プロポーザルに当たっての選定委員会の委員名簿というものがあります。これ、応募があります。それを読みますと学識経験者が3名で、町職員が3名となっております。けど、その学識経験者の1人が県の職員、そして奥四万十観光協議会の事務局長、それから商工会経営指導員となっております。これは確か、ほかの方の質疑にもあったかと思うんですけど、私は、学識経験者というのは一般的に外部有識者を指すと思うので、県の職員が学識経験者としてここに挙がっているのは、いささかちょっと違和感がありました。外部有識者という判断はなかったんでしょうか。それから奥四万十観光協議会の事務局長の徳弘氏についても、高幡広域市町村圏事務組合に確認しましたところ、この方は外部から登用された事務局長であるということなんですけど、でも今、高幡広域市町村圏事務組合から報酬を得ている人ではあるんですよね。それから商工会経営指導員、岡田氏ですけれども、岡田氏は外部有識者と言い切れますでしょうか。商工会は町の外郭団体であり、県から4,500万円相当、町から1,600万円の補助金を毎年受け取っている補助交付団体ではありませんよね。学識経験者に外部有識者というような認識はなかったんでしょうか、そこを伺いたいと思います。

○議長（酒井祥成君）　総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君）　今回の3名の委員について、選任の理由ということになりますけど、まず森田氏につきましては、県が職員を地域支援員として派遣する高幡地域本部の責任者であって、観光分野を含めた幅広い見識による意見が期待できるためということとなっております。次に徳弘氏につきましては、奥四万十観光協会は、奥四万十地域全域の観光について精通しており、四万十町だけではない他団体の観光施設と比較した意見が期待できるためということとなっております。最後に岡田氏につきましては、商工会職員として会計処理及び会計管理に精通をしております、公募施設及び応募団体の決算書、予算書といった会計面からのアドバイスが期待できるという理由で選任をしております、学識経験者としては適任であるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（酒井祥成君）　16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君）　いや、学識経験者の表現の概念について、これは外部有識者、この方々たちは外部とは言い切れないんじゃないですか。県の職員であったりするので、町

の補助交付団体の職員であつたりするのでということなので、外部性というものについて
どういうお考えを持っているかということなんです。今、学識について述べられました
けど、この方々が持っている。外部性についてどういう考えを持っているのか。前進では
あると思います。全員が町職員であるよりは、でも、さらに一步進んで、学識経験者とい
うには、そういう、利害関係がないというか、それは極論かもしれませんが、全く外部
からの登用、例えば企業の経営者であるとかですよね、そのような発想がなかったのかな
かったのかということ伺いたと思います。

○議長（酒井祥成君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） お答えいたします。外部として言
い難いんではないかというふうなお考え、ご意見でございますが、私たちの考えといたし
ましては、公務員であつたり、商工会の職員であつたりというふうな方に入っていて
おるわけでございますが、だからといって、こちらのほうに付度をしたような決定を下
すとか、そういうような、公平性とか公正さを欠いたような判断は、基本的にはされな
いと認識しておりますので、公務員の方であつたとしても、町の職員というわけではない
ので、問題はないと考えております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） そうですか、それは自分が持っている学識経験者の概念と、町の
概念が少し、ちょっと様相が違っているということでしょうか。でも、公務員は公務員で
すよね。それで、公務員と民間人の違いというのはやはり明らかにあると思うので、経験
値の違いが、非常にここは有効ではないかと思うので、できたらそういう、民間人のほう
が本来のプロポーザルの委員選定、外部有識者にはよりよかったのではないかという意見
は持っております。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより、議案第78号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これより、議案第78号四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第78号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

これで、暫時休憩します。午後は1時から開会したいと思います。

午前11時43分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第6、議案第79号平成30年度四万十町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 補正予算資料の4ページの上段の観光費で、補正内容の概要等を示しておりますが、その下から2段目、町内店舗のコラボ費用50万円と載っております。この具体的な説明と、どれくらいの効果を、推定効果ですけど、どれくらいの推定効果を見込んでおるのか、分かっておりましたらそれをお願いします。

○議長（酒井祥成君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） お答えさせていただきます。予算資料の4ページ、周遊観光促進事業ということで、事業の内容についてご質問をいただきました。この事業につきましては、一般質問等でお答えしました、来年2月から始まります高知県の自然体験型のキャンペーンに合わせまして、四万十町を周遊していただく形のプランを、今回予算計上させていただいたものです。

簡単に内容をご説明させていただきたいと思いますが、町のほうで、一応周遊プランという形を関係団体と協議しながら進めております。このコラボ費用の50万円についてということでございますが、まず、四万十町と広告宣伝等をする広告代理店等を予定しており

ますが、そういう形の中で宣伝も進めながら、内容におきましては観光協会、それから飲食店舗、それから町内の宿泊施設、高知市の宿泊施設、町内の観光施設、町内イベント、岩本寺でありますとかJR四国、そういうところにつきまして、コラボという形で計画をしております。内容的にはスタンプラリーでありますとか、周遊するたびにスタンプを押して、その商品、景品という形で考えているところでございます。この周遊をしてもらう一つのキーワードとしまして、「北斗の拳」というところが35周年キャンペーンを張っておりますので、そここのコラボをして、地域全体に周遊させていただく仕組みをつくっていくという形でございます。なお、併せまして、来年の2月からの県のキャンペーンに、四十万十町としましても予算を計上して取組をしておりますので、そこらの宣伝も併せてこの中でやっていくという形で考えているところでございます。

事業効果におきましては、現在算定中の部分がありますが、町内の、今言いました各所、各施設、多くの方に事業所に参加していただいて、その周遊を図っていきたいという形で、まだ具体的な効果というところは、まだこれから、予算計上、認定していただいて、はじきもさせていただきたいと考えています。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） おおむね、説明で分かりましたが、この推定効果ということですので、なかなか今推定するのは難しいかも知れませんが、また、そういった効果が、こういった具体的な効果が出たのか、また例を挙げて説明していただきたいと思います。これは先のことになりますけど、そういうことですので、この件については分かりました。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

2番林健三君。

○2番（林健三君） 一点だけ聞きたいと思います。予算資料の3ページ、6款1項5目15節の関係ですが、この内容が用水路の改修、農業基盤整備事業ですが、用水路改修はここへ書いてありますが、作業道の関係1,940m、2kmぐらいと、それから暗渠排水等と書いてありますが、これについての説明をまずお願いいたします。

○議長（酒井祥成君） 建設課長吉岡孝祐君。

○建設課長（吉岡孝祐君） お答えします。農作業道路につきましては、平成29年に大正大奈路と大正上宮、大正北ノ川を施工しております、今年につきましては大正上宮を施工しております。

続きまして暗渠排水につきましては、今年度から影野について施工をしております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 2 番林健三君。

○2 番（林健三君） 今、建設課長のほうから答弁がありました、私は農林水産課の関係かなと思ってたけど、この関係。それでやね、すみません、今年1億とびの150万円の予算計上になっております。平成31年度はやね、2,200万円の計上をしておりますが、今までも基盤整備した中、田んぼの関係ですが、この中に、きめ細かな農業施設の整備を実施するという書いてありますが、来年度についてはよね、こう、地区を回っていたときに、基盤整備をした場所に地盤沈下とか湧水とか、その辺の課題が出てきているわけですよ。来年度について、その地盤沈下したようなことができないのか、それだけ聞かしていただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 建設課長吉岡孝祐君。

○建設課長（吉岡孝祐君） すみません、地盤沈下については把握しておりませんので、事業はする予定はございません。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 2 番林健三君。

○2 番（林健三君） その関係でよね、これは執行部の一番町長に聞かないかんと思いますが、何年か前に湧水、せまち直しですけどね、地盤沈下した、をやっていたと思います。今は停止いうたら悪いですけど、なってよね、希望者は結構、私、回っていてもおるわけですよ。その辺の、町長の見解を、もし、そういうやつをね、何ぼか金を入れてやらすとかいうようなあれは持っていないか、それだけ聞かせていただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） これは提案になりますね。関連になりますが、もし答弁ができるようであれば、関連事項で答弁していただきたいと思います。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） せまち直しというような事業が過去にありました。確か平成28年でしたかね、28年度で終了しておると思います。やはり、だんだんにまた農業就業者も就農しておりますし、また、園芸作物も今後普及をする方針でございますので、来年あたりを初年度として今検討はしております。3月の当初予算に乘せるか乗せないかの最終的な判断をしておりますので、その辺また、様々にそういったご要望等々がある案件がありましたら、是非担当課のほうにお知らせいただけたらと思います。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 二点ですね、資料のほうから質問をさせていただきます。ぺで1ページです。一番最初のところです、Web会議システム導入事業ということで、今回新たに、初めての事業ということで事前の説明をいただきました。内容はテレビ会議ということで、確かに本町、広範な範囲で各支所、振興局が2局あるというところで、会議のあり方については、非常に今からの、こういうシステム導入というのは重要なと思います。今年平成30年度、31年度、32年度というところで、順次全体の計画が書いてありますが、いま一つ、31年度あたりはスマートフォンうんぬんというので書いてありますので、このあたりの事業計画、詳しく説明をいただいたらというのが一点目です。

それからもう一点は、この、同じく資料の4ページにあります下段の観光拠点施設整備事業というところがあります。これは県の観光キャンペーンの「自然」あるいは「体験」がテーマとなっているものについての、今回のキャンペーンに乗じていろいろ施策をするという内容になっています。補正の内容の概要について、十和地区にジップラインとか、松葉川地区に川遊び備品の保管庫等々を実施するというところで、町外観光客への情報発信としてのホームページも作成をするというところで書いてありますが、この選定理由、ジップラインの場所がどこなのか、それからこの内容を見ますと、対象地域に、私、今回一般質問の中に入れました、このウェル花夢なんかの、いわゆる自然体験型の場所が結構あります。昭和にしたって、今回指定管理をしたキャンプ場もありますし、そのあたりのところについての、全体を網羅した、今回この整備事業でないような気がするので、今回、この補正内容の該当箇所が、どういう感じでこれをピックアップして、どういう感じで展開をしていくのかも、一度詳しく説明をいただいたらというところで、二点お伺いをしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 企画課長山本康雄君。

○企画課長（山本康雄君） お答えをさせていただきます。Web会議の全体計画というところでございますが、本年度についてはこの資料に載せてありますとおり、ハードウェア、55インチのノートパソコン1台と、27インチのものを2つ整備しまして、会議をできる状況をつくっていくわけです。

平成31年度につきましては全体計画に書いてありますけども、外部からも会議に参加できるようにスマートフォンを購入いたしまして、スマートフォンからも会議のほうに参加

をできるようにいたします。

平成32年度につきましては、それに加えて災害時に避難所のところへ持ち出しができるように、タブレット端末、そちらのほうも整備しまして環境を整えていきたいというところであります。

以上です。

○議長（酒井祥成君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） 私のほうからは資料4ページ、観光拠点施設整備事業、この事業の提出でありますとか、全体的な考え方がどうかというふうにお聞きされたと思いますので、お答えさせていただきます。

まず、この部分につきましては9月に県の体験型キャンペーンを張る上で補助事業が補正追加されましたので、それに併せまして9月に一定の補正をさせていただいております。その中では、対象地域でありますキャンプ場の構想でありますとか、そういう部分も既に予算を計上させていただいております。今回、12月補正にさせていただいた部分につきましては、前倒しで実施することが必要であるという形のもの、それから9月補正で上げたもので一部追加のもの、また、ジップラインにつきましては十和地域振興局のほうからご説明させていただきたいと思いますが、そういう形で今回必要なものを上げさせていただいたということです。

それから平成31年度につきましては、今まで協議をしておりますので、その中では三島キャンプ場やオートキャンプ場ウェル花夢の再生計画でありますとか、それから大正地区でいいますとネイチャーセンターにかかわる事業でありますとかいう形で、地域全体的に網羅したものをまた当初予算のほうで計上させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（酒井祥成君） 十和地域振興局長竹本英治君。

○十和地域振興局長（竹本英治君） ジップライン整備の現地等の委託料の関係ですけど、場所はということですので、現在のところ、道の駅四万十とおわから対岸のご成婚の森、その現地が可能かどうか、まず、そこからの調査委託料ということになっております。

○議長（酒井祥成君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） Web会議の関係ですが、大体、概略、概要は分かりました。今度、新たにスマートフォンも対応して外部からも会議に参加できるというところでもあります。

が、これは、おそらくけど、私は以前、以前の職場でテレビ会議で何回か経験をしたケースがありますが、新たなWeb体制だということですが、やはり定時的な会議というのはどうしてもセットをされる可能性があるんですが、そういう、例えば庁議、各庁議の段階でこれを使っていくのか、今言った、災害時なんかモバイルワークを入れるということです。これは再来年、平成32年度ですからいろいろ用途が広がってくるとは思うんですが、当面は、30年度については3拠点に整備をするということは、いわゆる庁議、一定の朝の、月曜なら月曜、曜日を決めて、セットした時間で開催するという感じで、この会議を受け止めていいのか、もう一度その確認をさせてもらいたいです。

それから、今言った観光拠点の関係の整備事業、十分分かりました。全体的な、9月補正から今回の補正、あるいは次年度に向けて全体的に町内をカバーした段階で、いわゆる自然体験型、あるいはいうところの広がり方をやってくる、構築をしていくんだということで、これは十分分かりましたので、この点については承知をいたしました。

いま一点、Web会議の在り方について、もう一度、その部分だけお伺いしておきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 企画課長山本康雄君。

○企画課長（山本康雄君） お答えをさせていただきます。会議のほうにつきましては庁議、それから行政連絡会議、戦略本部会議等あります。大正・十和は振興局から移動時間のロスもありますので、そういったところで、全部が全部Web会議で行うということではありませんけれども、Web会議で運用を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） まず、補正予算資料のページ1番の下、ふるさと支援推進事業なんですけど、これに関して事前の全員協議会の担当課からの説明によりますと、13番の節のところにありますふるさと納税推進委託料等の550万円の補正の額の説明を受けました。それで一番注目したところが四万十ノ株式会社に管理、そして四万十ドラマに企画というものを委託するということなんですね。それで合計900万円なので、大体半額相当かなと思うんですけど、企画と管理と言われましても具体的な内容が分かりませんので、この企画と運営に関する具体的な内容をお伺いしたいのが一点です。

それからこの補正予算資料の最後のページの、これは笠の川池と読みますでしょうか、災害復旧工事補完事業です。これは会計検査員が入って指摘を受けたために、工事の一部

やり直しをするというふうな説明がなされております。これは町長が、議会の1日目に町長行政報告の中で1ページを割いて説明しておりまして、それまた別途、全員協議会の場で説明も受けました。そこで私、非常に、いまだによく分からないんですが、なぜかといいますと、ある3行なんですね。まず、「中国四国農政局及び四国財務局との事前協議で確認され、原型復旧で行うことの同意を得て、平成26年12月9日におおむね申請どおりの内容で査定決定された」、つまり補助申請が通ったということですよね。これは国庫補助と起債によって、財源、成り立っていたと聞きました。ところが、会計検査院の指摘は、「農林水産省が監修した災害復旧事業の復旧工法によらない設計であるとの指摘を受けた」。査定の段階で、中国四国農政局及び四国財務局の同意を得て、申請どおりの内容で査定決定されたわけですよね、農林水産省が査定して決定したものの、農林水産省の監修どおりの標準工法によらないという指摘、ここがどうにもこうにも分かりかねているので、いま一度説明をお願いしたいと思います。

続きまして、これが二点目、予算書、一括質問一括答弁ですので容赦いただきたいですが、まず22ページ、説明欄の高校魅力化支援隊用住居借上料、60万円の減額になっております。高校魅力化支援員というのは、現在ホームページで町も募集をかけておりますが、これは公設塾「じゅうく。」のスタッフのことであろうかと思えます。彼らの身分は、かつては地域おこし協力隊でありまして、協力隊は、住居は借り上げるということになっております。その費用は公費から負担されております。彼らは協力隊ではなく高校魅力化支援隊となったわけですが、相変わらず住居の借上げというのが行われているんでしょうか。彼らの住居費は公費負担で行われているのか、これを確認したいと思います。その根拠はどこでしょうか。もう既に彼らは地域おこし協力隊ではなく、そして特別交付税措置年間450万円も受けてはいないと思いますが、住居の借上げは相変わらず行っているんでしょうか。

続きまして、ページ25、配食サービス事業委託料、81万4,000円増額になっております。配食サービスは、これは拡充されており、それはホームヘルパーとかの不足、人手不足を補っているんでしょうか。この実態についての説明を求めます。

続きまして、ページ33、説明欄の四行目、環境保全型農業推進事業費補助金、1,471万5,000円です、これも事前説明を多少受けております。興津の溶液栽培のミョウガの排水処理の機械の導入ということです。この排水処理がどのような原理によって行われるのか、その排水処理のあらましについて説明を受けたいと思います。

続きましてページ45です。一番最後なんですけど、説明の生徒災害共済給付金96万円、私はこの生徒災害共済給付金なるものの言葉をここで初めて見たような気がして、ちょっとカラーペンでマークしております。これがどのようなものであるのか、そしてこれが予算計上されている理由について伺いたいと思います。これは多分初めてのことでないでしょうか。目新しい言葉でありましたので。

以上です。

○議長（酒井祥成君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） 私のほうからは予算資料1ページの委託料、ふるさと納税推進委託料の550万円の増額の部分についてご説明させていただきたいと思います。

まず、今年度に入りまして、推進協議会の作業部会という形で3つの部会を立ち上げていただいて、それぞれの企画でありますとか、ページ管理でありますとか、研修ということに取り組んできております。今、議員のほうからご質問のありました四万十ノ株式会社の管理という部分で聞いたというふうにお話をいただきましたが、四万十ノ株式会社にやっていただくのは、まず、おおむねふるさと納税のサイトの、それぞれのお礼の品のページ管理であったり、特集、企画ページの管理であったり、そういう部分を中心に委託をさせていただきたいと考えております。それに付随しまして同梱チラシの作成でありますとか、メルマガの作成でありますとか、そういうところと一緒にやっていただきたいというふうに考えております。

それから、四万十ドラマのほうにつきましては企画という形でありまして、企画展の提案であったり、イベント販売であったり、交流会という形、それからネット販売というところの企画にかかる部分を委託をしていきたいという形で考えております。金額につきましては、この予算、承認していただいてから確定するものというふうになっております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからは、笠の川池の災害復旧工事について、全般についてご説明申し上げたいと思います。

この笠の川池につきましては、先ほど来議員の指摘にあったように、査定設計書を作成して査定設計を受けるわけでございます。当然、今回はそういった専門的な技術職員がおりませんので、高知県土地改良事業団体連合会のほうに委託をして査定設計を受けて、そ

の後に中国四国農政局、そして四国財務局の、中国四国農政局は査定官、財務局は立会官という職名で入ってまいります。そこで、おおむねという表現ですが、その査定設計書に基づいて査定を受けまして、おおむね、そこで審査合格だったということが、まず端を發します。

そして、その後だんだんに発注をし、そして中国四国農政局と現場の、例えば四万十町、そして須崎農業振興センター、さらには高知県土地改良事業団体連合会、そして高知県、こういったところの協議をしながら、基本的には原型復旧という考え方でずっとこれまでもやってきておりますので、原型復旧という形で堤高を変えずに、堤長も変えずに災害復旧に努めると、説明させていただきましたが、200年降雨においても耐え得るというような判断もいただいて進めてまいりました。結果として、施工して、さらには竣工して検査調書を作成して、国への報告を上げたところです。

結果、その後に農林水産省の査定、会計検査院が入りました。そのときに、先ほど申し上げました4団体においては原型復旧という考え方であったので、今回の農林水産省の監修しておる、そういった関連事業と申しますけれども、これについては実施をしないという考え方でまいったところです。ただ、農林水産省が監修した、それに基づいていないという指摘は確かにありましたので、その後私のほうに情報が入りましたので、やはりそういった一連の中で手続を進めておりますこの災害復旧工事については、私なりに非常に理解ができませんでしたので、農林水産省のほうに出向きまして、その辺、また改めて会計検査院の副長にご説明に伺ったところです。

その過程で、確かに、関連事業を入れるべきというような指摘があれば、当然、我が担当者のほうも高知県土地改良事業団体連合会のほうも入れておったと思いますが、ただ、そのときに関連事業を入れますと、やはり今までの施工のことも含めると、そこにまた新たな事業費が発生をします。十分に耐え得るという判断でございますので、結果論でございますけれども、そこには検討に至らなかったということでございます。原型復旧でいこうという確認のもとで進めてまいりました。

また、その結果として6復旧の方針がございました。6工法、一つは堤高をしっかりと上げて、堤長をしっかりと担保してやる工事、これは本工事だけでも概算で4,000万円から4,500万円の事業費が必要。さらにはだんだんに、6工法ありましたけれども、六番目は今回の工法です。波止めをやって、堤高までのコンクリートで復旧をすると、そういうことで洗掘を防ぐというような工法でございまして、私が思うに、これはほんとうに、農林水

産省にも指導的な見地からということも申し上げましたけども、やはり災害復旧工事においては申請主義だということがありました。非常にハードルが高かったですけども、私の知人が省内におりまして、その方に相談をして、本来、こういった新たな負担を強いることは非常に、私としては納得できませんと、強く申し上げさせていただいて、会計検査院と農林水産省の話の中で、農林水産省として考えてほしいという副長の考え方がありましたので、その後、5月以降にずっと研究をしていただいて、結果的に関連事業が400万円プラス100万円の設計費ということで、全体事業費500万円ということになりました。

私自身、非常にこう、結果的には正によかったかなと思っておりますけども、途中で関連事業を入れますと非常に制約されるような地域でございますので、なかなか工法も回らない、機能もなかなか充実できないというようなこともありましたので、結果論として、非常にそういった、農林水産省の監修した関連事業を手をつけるというような指摘もありましたが、それは結果論であって、私どもとしては原型復旧でやってきたというのが正直なところです。ただ、それはどこに責任があるのということがもし聞かれますと、これは4団体の中で特に町が、災害復旧は申請事務でございますので、申請した我々の中で掌握、失念があったというのは否定できないところです。そういったところで、今回の災害復旧工事においては、そういった新たな500万円の、これは補修ではなくて追加工事というご理解をいただいたらいいと思いますけども、そういった状況で進んでおりますので、私のほうから概要については触れさせていただきました。

○議長（酒井祥成君） 政策監山脇光章君。

○政策監（山脇光章君） 予算書の22ページの高校魅力化支援隊ですが、これについては前回もご説明をしたと記憶しております。地域おこし協力隊として町営塾スタッフに来ていただいておりますが、内部で協議をする中、大学を休学して来ていただいている方もおりますので、四万十町の協力隊の最終目的、定住にはつながらないということも考慮して、平成30年度、本年度当初から高校魅力化支援隊という制度にスライドさせていただきました。待遇面も、地域おこし協力隊同様に、支援隊が活動する経費を町がみるということで居住用の宿舎を借り上げているものでありまして、今回は見直し等々、更新も入れ替わりもなかったことから、今回減額をさせていただいたところです。

○議長（酒井祥成君） 健康福祉課長野村和弘君。

○健康福祉課長（野村和弘君） 予算書25ページの委託料、配食サービスの増額の件でございますが、この事業につきましては、食事の確保が困難な高齢者等に対して、定期的な

訪問により、栄養バランスがとれた食事の提供と安否確認等を行う配食サービスを提供しているところでございます。

質問のありましたホームヘルパーを補っているかというところでございますが、介護のほうでもホームヘルプサービスなどを行っておりまして、その中でも食事等を行っておりますが、こちらのほうは、それ以外にも高齢者等の給食ということで、主に昼、夕食を配達しているところでございます。今回、81万4,000円という増額にしておりますが、やはりホームヘルパーの人も少ないという、人手が少ないということはあると思いますが、これは別事業として、利用したい方が増えたというところでありまして、今回増額をしているところでございます。ホームヘルパーも少ないという実情は、今の課題というところがありますが、これは委託してお弁当を作っているというところでございます。

○議長（酒井祥成君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） それでは私のほうで、ページ33、環境保全型農業推進事業補助金、こちら、12月補正予算資料の主要な施策のほうの3ページの上段にも出ておりますので、こちらについて説明をさせていただきたいと思っております。排水処理のあらましということで、こちら処理の方法等でよろしいでしょうか。

（16番西原真衣議員「はい、処理方法」と呼ぶ）

まず、今回の補正予算につきましては、議員がおっしゃったとおり、興津地区の主力園芸品目でありますハウスミョウガの溶液栽培における廃液処理装置の導入支援を行うものでございます。興津地区のハウスミョウガにつきましては、現在はまだ土耕が主でありまして、溶液栽培は全体面積の3割に満たない状況ではございますが、ただ、土壌障害等により土耕での栽培が困難になり、やむなく溶液栽培に切替える施設が徐々に増えてきております。当然、これはハウス施設を整備しておるため、新たな補助で簡単にハウス施設のほうを移設というのは難しいところがございますので、今回の事業のほうを導入させていただくというものでございます。

排水処理のあらましとしましては、イメージしていただいたら一番分かりやすいのが合併浄化槽です。こちらの、もう少し大型の農業用の浄化槽を整備するというふうにイメージしていただいたらいいんですが、浄化槽については、ハウスミョウガの場合、10a当たり大体日量2 m<sup>3</sup>の排水処理能力を持つタイプが標準ということで、例えば20aでありましたら4 m<sup>3</sup>の排水基準を持つ浄化槽の設置ということになるかと思いますが、どうしても溶液栽培でありますので、窒素とかリン等の養分が含まれておりますので、こちらのほう

を除去して排水を行うというような事業でございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） それでは予算書45ページ、一番下ですけれども、生徒災害共済給付金についてご説明いたします。

これは、当初予算のほうにも計上しております。当初予算にも80万円計上しております、今回増額補正ということでお願いしておるところでございます。どのようなものかというご質問がございました。これは当初に共済掛金のほうを日本スポーツ振興センターというところにかけておまして、学校で起こったけが等に対しての医療費等の給付を受けるということでございます。

ちなみに、予算書15ページになろうかと思いますが、15ページの上段のほうに、8、教育費雑入というところで同じく96万円入があります。それを支出するというものになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） それでは二回目の質問をさせていただきます。

まず、一番最初に、四万十ノ株式会社に委託していますふるさと納税推進委託料の内容なんですけど、四万十ノ株式会社に委託しています管理、これ、ページ管理というふうに聞きました。ページ管理がよく分からないんですよ、「ページ管理が」と言われても何か具体的に分からない。より具体的にページをどのように管理するのか、どういうページを。もう一度お願いしたいと思いますが、メルマガを発行してませんか。にぎわい創出課の職員が、確かコンサルのアドバイスを受けて、いや、むしろコンサルがメルマガを書いていませんか。そのメルマガとどう違うんでしょうか。メルマガは既に行っているはずなんですけど、配信希望者のみに配信しているはずですが。

あと、四万十ドラマに委託してる企画なんですね、これ、イベント及びネットイベントでしたか。ネットイベント、イベントの企画ってということなんですね。このネットイベントの企画に関してですよね、ちょっと私、聞きたいことがございます。関係ないと思われたら議長に整理してもらえばいいんですけど、阪急デパートで阪急ホールディングスと四万十ドラマが開催した奥四万十博に絡めた四万十町物産展、これに町は7人の職員を派遣してるんですけど、これもイベント企画ですよね、四万十ドラマが過去にした、けどこれ、四万十町の企画ではなかったんです。あくまで四万十ドラマと阪急ホールディングス

の企画だったんです。それに町は7人の職員を派遣してるんですけど、それ、今年の5月ぐらいのことじゃないでしょうか。またこのようなイベントが発生するとちょっとまずいんじゃないかと思うんですけど、関連でこれをちょっと答えていただきたいと思います。

それから中尾町長が長々と、要するに苦肉の策、致し方ない部分は説明されましたが、やはり分からないんですよ。「災害復旧事業の原則である原型復旧の」と書いてあります。これたしか、激甚災害指定を受けて補助申請したと思います。でも、出先ではありますが、農林水産省が査定官であり、査定をし、採択を決定しています。その過程でなぜ標準工法の指摘がなかったんでしょうか。私、非常におかしいと思いますよ。これ、ありていに言って国の知識不足が背景にあったんじゃないかと、それを国が認めていない状態じゃないかと、上級官庁は下級官庁に知識を伝授するところではありませんか。だからこそ査定する、査定し、採択した農林水産省、災害復旧、災害復旧事業、これは原型復旧が原則、こう書かれていて、そして農林水産省の災害復旧の標準工法によらない設計と指摘を受けている、これ、分からないですよ、どうしても分かりません。

つまり、国の指摘不足、はっきり申し上げて知識不足が背景にないか、国の知識不足が棚上げされて、県の指導不足とか町の理解不足とかっていうのはちょっとおかしくないですか。私はありていに、私は非常に正直に言ってそう思いました。町はそれをどう捉えているのでしょうか。

続きまして、高校魅力化支援員のことは分かりました。つまり地域おこし協力隊と同じ待遇であるので住居も借り上げる、でも協力隊には特別交付税措置、年間450万円ありますよね、でも、この方々にはありません、そしてこの財源はどういうところから引っ張ってきているのでしょうか。それを追加でお伺いします。同じ待遇、でも財源が同じではありません。

環境保全型、これは大体理解しました。窒素とリンの除去ということですよ。溶液栽培であれば土壌災害も、土壌災害に対する対応、対処にもなっているという考えであろいかと思います。

生徒災害給付金、災害給付金、これがどのようなものであるかの説明を受けました。当初が80万円、今、補正で90万円、これがスポーツ振興センターから学校事故に対して給付される給付金、医療給付金であるということが分かりました、性質が分かりました。ということはこれ、どこかで学校事故があったと。私ども議員は、事前にある程度の説明を受けております。検証委員会を立ち上げて検証したと、その検証委員会はどういう方々によ

って構成されていたか、そしてその検証結果は報告書にまとめられていると思いますが、それは学校関係者と教育委員会の方々だけが読んでと思うんですね、我々にもそれは示されませんでしたから。だからその内容は、非常に貴重な今後の安全指導対策の基幹資料であると思います。その資料を今後どのようにお使いになるつもりなのか、これを併せて聞きたいと思います。学校事故検証の検証委員会の構成メンバーを教えてください。そしてその検証結果報告書を共有しているのはどこか、教育委員会と学校関係者だけではないでしょうか。例えば保護者説明会にそれを使ったでしょうか。我々にもそれは配付もされませんでしたし、その活用の仕方についてはどういうおつもりがあるのかを聞かせていただきたいと思います。

それから、以上ですね、これが二回目の質問です。

○議長（酒井祥成君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） お答えさせていただきます。ちょっと詳細な説明ができていなかったのも、ご理解いただけなかった部分はあったと思います。

まず、四万十ノ株式会社をお願いする部分のお礼の品のページ管理というところで、まず、具体的な内容におきましては、お礼の品の各シーズン、そういったところに最適な状況で露出させる、そういうような方法で、例えばカテゴリーページを作成して、そこに30品目の素材を入れておいて、それを、適時順番の並べ替えなどをして有効的に活用していく。また、季節などに合わせた要求の多い順で、カテゴリーを年間通して入替えをすると、これは10月から3月までの間に随時入れ替えていく。また、特集企画ページ管理というところでは、特集ページの、以前、各社で話合いで決定された、毎月の一押し特集を組んだりとか、感謝祭でありますとか、そういう期間限定の部分についてページの構成を作成していただくというようになるところになってきます。

それから、一ついただきましたメルマガの発行につきまして、これにつきましてはメルマガの出し方であったり、どういう層に出していったりとか、そういう形は言われていたように、別で研修、委託を受けております。今回の3のほうのメルマガの発行におきましては、やはり四万十ノ株式会社も中間管理業者としていろいろな商品を扱っており、事業者からの意見なども聞いておりますので、そういう現状、各事業者からのお礼の品に関するメール原稿でありますとか、四万十町のことや使いみち、そういう切り口で書いた原稿をつくっていただくとか、そういうような形というふうになっております。

次の、四万十ドラマをお願いする交流事業、イベントの部分につきましては、ご質問の

あった四万十ドラマと阪急の部分につきましては、この12月補正の部分とは関係ありませんので、また一般質問等でご質問いただければと思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 笠の川池のご質問について再びお答えしたいと思います。

先ほど来、議員もおっしゃるとおり、私も、そういった同じような疑念を持って本省に出向いたところですよ。本来でしたら、上級官といいますか、表現は悪いかもしれませんが、その官庁においてそういった事務事業の遂行に当たっては指導すべきというふうには自分は考えています。ただ、それがなぜなかったのかということ、直接私のほうからではなくて、事前にお聞きをしました。やはり先ほど来、ちょっと申し上げましたように、災害復旧工事は申請者、申請主義というようなお答えでございました。ですから非常に、その辺が私も納得いかず、ずっと最終の検査まで至って、なおかつそういったことに至りましたので、そこをしっかりお伝えさせていただいて、よりベターな、この検査を受けた後に当たって、農林水産省としてベターな指導をしていただきたいということで、ご要望もさせていただいたところ、結果としてこういった工法になりました。確かに、私自身もそこが一番、自分が不明、やや疑念といいますか、そういった、ちょっと不明な点がありましたので、そういったことを調査させていただいた結果でございます。

これについて、国の責任をとにかくという、確かめるつもりはありません。申請義務ということと言われますと、やはり我々がそこまで承知して、査定設計書をつくるというのは私たちの義務でございますので、それ以上は農林水産省のほうに、会計検査院と協議をしていただいて、結果として今回のようになったということでございますので、その辺の過程は、ちょっと私のほうからは細かいところは言えませんが、結果としてこういう状況に至りましたので、私も議員と同じように思っておりますね、今回のこの問題には取り組んだところで。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 政策監山脇光章君。

○政策監（山脇光章君） 高校魅力化支援隊を含む人材育成推進事業については、全て地方創生推進交付金、国の補助金、ふるさと支援基金繰入金で賄っております。

○議長（酒井祥成君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） 先ほど、議員のほうは事故の検証委員会等々のご発言が

ありました。今回の補正ですが、一つの事故だけではございません。これまでたくさんの事故等がありまして、それらの現在の支出状況、そして今後の支出予定なんかを見込みまして今回補正に上げたものでございます。ご理解よろしく申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 最後の質問なので、ちょっと落ちついてしたいと思います。

まず最初の、四万十ノ株式会社に委託されたページ管理については具体的な詳細が分かりました。メルマガも、今まで従来のものとは違う内容の切り口のメルマガであると、これは理解しました。

高校魅力化支援員、これは協力隊ではないけれども、財源が地方創生交付金とふるさと支援基金ですかね、これで賄われているということですね、これは答えが分かりました。

それとため池のことなんですけど、この申請主義ということがやはり分かりません。私が知ってる範ちゅうのことを申し上げます。全ての補助事業は予算補助と法律補助があります。予算補助は全て申請主義であります。ですから上級官庁が、中尾町長は上級官庁という言葉にためらいがあられるようですが、通知行政、通知を出すのは必ず上級官庁が下級官庁に対してであります。逆は決してあり得ません。だからあります、上級官庁は存在します。申請主義というのは、予算補助においては当たり前のことであり、それをあえて持ち出す上級官庁の言い分が非常に説得力に欠けています。申請主義であるからこそ申請するのが下級官庁である我々であり、査定し、採択するのが上級官庁なんです。その査定を通っているものを改めて指摘されているわけなんです。ですから国の非を問うではありません。国だって非は認めるべきであり、それがあってこそ国に対する信頼というものにつながるということを申し上げている、その視点で伺いました。申請主義に関しては、私自身はそのような考えを持っております。

それと生徒災害給付金、これは事前に全員協議会で教育長から説明を受けております。事故検証委員会について立ち上がった、その件について伺っております。一般論ではございません。立ち上がって、報告書、それがあつたので連絡が、報告が遅くなった。スポーツ振興センターはそのために存在しているんですから、学校事故はあるでしょう、事故はあるでしょう、ただ、その際の学校対応を聞いております。学校及び教育委員会の対応を聞いております。検証委員会は立ち上がっているんで、構成員は決定済み、この構成委員はどのような方から構成されていますか、答えられない理由はありません。それとその報告書はどのように、誰が共有し、どのように活用するんですか。これも答えられない理由は

ないと思います。論点をすりかえるのはやめていただきたい。

○議長（酒井祥成君） 答弁はないようです。それでは次に質疑を許可します。

ほかに質疑はありませんか。

1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 資料の2ページ、上段の質疑をいたします。前置きは全てなしですので、メモをお願いいたします。

3月に放流することで河川適応定着率が高まる、その根拠が知りたいですので、そういう事例があればそれを教えていただきたいと思います。

二点目、縄張りを持つアユの特性が放流時期で左右されるものかどうか、そして稚アユはどこから入ってくるのか、また、3月に放流することで冷水病、カワウの被害や、その害は放流時期で左右されるものかどうか、その点について。

以上、答弁願います。

○議長（酒井祥成君） 企画課長山本康雄君。

○企画課長（山本康雄君） 3月に放流する根拠ということでございますが、今年ですけれども、4月に2回放流をしました。その中で、今年は天候不順もありましたが、種苗の状況もありましたが、冷水病の発症が高くて定着率が低かったというところがございます。それと、それを3月に前倒しして放流するというところがございますが、もとの稚アユは10g、1匹当たり10gの放流でございました。それを早期にすると、全部が10gではございませんので、当然匹数は増えてきます。定着率も増えるというところで、全国的には早期放流のすすめというものがございまして、それでも、早期小型放流の費用対効果は高いというところが出ておりますので、そういうところで放流を行うものでございます。稚アユについては、高知県内水面種苗センターの供給のアユを予定しておるところでございます。

最後の質問ですが、冷水病は出ると思いますが、それを長い間慣らす、早く放流することによって体を慣らすというところで冷水病の発症率も少なくなるというところで検証したいというところがございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） もう一点聞いておりましたので、再度その点についての質問をいたします。3月に放流することによって、アユの持つ特性、つまり縄張りを持って追うよ

うになるという、そういうことがあるのかどうか、検証されておるのか、どこかに事例があればそのことも併せて教えていただきたいということを言っておりました。

それと、二回目の質疑になりますが、これまで育ってきた種苗センターというか、種苗をつくる所と、放流河川の3月の水温の違い、これはどのくらいあると判断されておりますか、そこによって定着率が違ってくる、残存率が違ってくると思われますので、それについて教えていただきたいということです。そして畜養によって、その河川の場所で網で仕切って、そこで1週間ぐらい飼って解放する、そういうことで残存率がすごく上がったという実績もあるわけです。また、以前、この一般質問の中か質疑かは分かりませんが、そういうことはやりませんかねと言ったら、実際に対策室のほうでやってみますという答弁もいただいておりますが、それをやったかどうか、それも含めてお願いをしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 企画課長山本康雄君。

○企画課長（山本康雄君） お答えをいたします。最初の縄張りアユのことについてですが、今年につきましては潜水調査も放流の後行いました。その結果ではございますが、最初の潜水調査では流出量も少なかったこともありますが、ほぼ、放流をしたところにとどまっております、密度も濃ゆうございましたけれども、冷水病の影響からか活性が低くて、縄張りアユが極端に少ない状況であったことは潜水調査で出ております。

それから水温の違いについてですが、水温については、資料を、また後でお知らせをしたいと思います。畜養に関しては、今年に関してはそういうことは行わず、2回の放流を行ったところです。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 4月にやったら定着率が悪かった、残存率が悪かった、だから3月にする。だから、3月にしたときにどれだけ上がるかいうことをある程度把握してやっていないと。これ消耗品費で組んでおりますけれども、消耗品じゃないんですよね、育つことによって大きな経済効果を生む種を放流するんですから。だったら、定着率も上げるためには様々な取組も必要ですし、しっかりとした検証をした、あるいは事例にのっとったやり方をしていかなと。消耗品だから、カワウに食われて、冷水病で全部死んだ、それで終わる問題ではないと思いますので、その点をしっかりと調査をした上での放流事業としていただきたいです。

先ほど言いましたように、今まで、昨年度の事例というのはいからあったから3月に切替えたんですから、それを切り替えるだけの根拠というものをしっかりと示していただきたいと思います。分からなければ、それはそこを詰めるわけではありません。また、アユについては、アユはふ化後に流下稚魚となって海へ下って、その後に何かのスイッチが入って、春先に川を遡上しながら徐々に体力をつけるという、こういう流れでありますので、いきなり冷たい水へ小さなアユを放してどれだけ残るかというのは、すごい心配の種類ですので、なおそこは、もう一度しっかりと検証、研究をしてもらいたい、そのことを申し上げて質疑を終わります。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 二点ほどですね。今、橋本章央議員が質問された、私も2ページのところで一つだけ確認をさせていただきたいのは、私は、アユというのは秋に下って、冬に産卵して汽水域で育って、やはり上流へ上る過程で、確か最初はプランクトンを食べるんですね、普通の魚と同じような歯並びが、どんどん成長するにしたがって、珪藻も食べるくし歯のように育ってくると、これがアユの生理やということで、たしか中学校か高校のときに習いましたので、そうしたことを考えたときに、この3月の放流というのは、そういったアユの生理と、その時期の川の状態、そこと比べたときに、随分かけ離れた環境にあるんじゃないかというのがありまして、追い込めるわけじゃないですけど、その視点をちょっとだけお伺いしたいのが一点と、それから同じく4ページの、16番西原議員も質問されましたけれども、環境保全型農業の推進事業のところでは処理の方法というのは分かりましたけれども、これはミョウガが主体ということでございますので、今回の補正予算の数字を、ここの2反用、3反用、4反用ということではじいてみますと、合計3.6haになろうかなというふうに思うわけですが、これをカバー率、今のミョウガの面積全体で見たときにどれぐらいのカバー率になるのかいうところを教えていただきたいのと、併せて言いますが、補正予算、次年度ですね。100%のカバー率にはなっていないと思いますので、だんだん聞こえてきますのは、土耕では土壌病害等が影響を受けて、継続した栽培が難しくなってきたら、それに対する一つの回避策という表現は適切じゃないかも分かりますけども、溶液栽培ということですので、将来的なことを見たら、100%をカバーするような位置づけの中で取り組むべきだと思いますので、そのところを知らせてください。

それからもう一点は、4ページの、これも同僚議員が質問されましたけども、この補正予算三百十数万円の中で、一番大きい費用が広告宣伝費用170万円ということで出てますけども、これの、もう少し具体的な中身、取組、これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 企画課長山本康雄君。

○企画課長（山本康雄君） お答えをさせていただきます。3月の放流でございますけれども、3月になりますと水温が8度以上というところがございますので、そういった時期に放流することによりまして、どういうことが起きるかといいますと、人工の飼育期間が短いということと、解禁日までの日数が長いということが出てきます。それで飼育期間が短いということでございますと、それを放流しますと、野生への適応力が高いうちに自然河川へ放流ができるというメリットがありまして、それについては高い定着率が図れるというところ、それから養殖ですと配合飼料になりますけれども、コケを食べて育つというところもございます。それから解禁日までが長いということになりますと、放流時期には小さくても解禁日には理想的なサイズに育つということがございます。

それから、さっき縄張りのことがございましたけれども、川に長くいるので縄張りがしっかりできるというところを見込んでおりまして、友釣り客を増やすというところは、それでいくとよく釣れるというところで見込んでおります。カワウについては、解禁日までの日数が長うございますので、その被害はあろうかと思えますけども、そのデメリットを差し引いてもメリットのほうがあるというところで試験放流というところがございます。今年の平成30年度の事業を検証しまして、早期小型放流の実施が、効果が見られるのではないかとというところで試験放流を行うというところがございます。ご理解願いたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） それでは私のほうで、環境保全課と農業推進事業の件についてお答えをしたいと思います。

カバー率というようなところもありますので、ちょっと全体の話をしていただきたいと思います。ハウスマヨウガの栽培戸数のほうは今56戸でございます。面積的には14.4haでございまして、うち、溶液栽培の面積は、今4.1haとなっております。溶液栽培の栽培率は、先ほど16番西原議員のときにもお答えしましたが、30%にはまだ達しておらず、約28%というところがございます。

今回の導入による溶液栽培面積に対するカバー率ですが、こちら、計画面積のほうは

2. 2haの処理ということで、カバー率が53%という計画になっております。こちら、まずは全面的に溶液栽培に切り替えている農家につきましては、今回導入を計画しておりますが、まだ、土耕と溶液栽培の併用農家の方もおられますので、こちらはまた溶液栽培に切替えた折に、また、こういった施設の導入を計画していきたいということで、こちらにつきましては当然、今年度で終わるというわけではありませんで、次年度以降で、少し事業のほうが見直しになって、別事業になるというふうに聞いておりますので、また改めて事業計画のほうを立てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） 私のほうからは資料4ページの周遊観光促進事業中の広告宣伝費用の内訳ということでご質問をいただきました。

この周遊事業につきましては、少しお話しさせていただきましたが、四万十町内の各所、各事業所を一体的に一つのキーワードで結んで周遊をしていこうという形の部分です。その取組を始めるに当たりまして、2月1日から始まります県の体験型観光キャンペーン、これらと連動してしていくわけですが、まず、四万十町の取組を、この内容につきましては、高知市の広告代理店のほうにお願いをして、この取組を県内のテレビ放送、それから県外、これはエリアは確定ではありませんが、愛媛県エリア、岡山県、香川県エリア、ここでCMスポット、10秒当たりを20本から55本流していく、そういう形のもです。それから、あとはインスタグラム、フェイスブック、グーグル、そういうところのものを使いまして広告運用をしていくという費用のものになっております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 一定分かりました。ただ一つ、アユに関しては、3月に放流されて、四万十川上流は解禁が確か5月15日ですね。それで、その期間で縄張りを持つようなアユになってくるのかなというのは疑問としては残ります。逆に、そのときは一時期ありましたけども、シラスというか、ちりめんじゃこで釣れる、餌釣りに適したアユが主流に、この放流先に関したら、なってしまうのではないかなという危惧は残りますけども、試験放流でございますので、是非積極的に取り組んでいただけたらと思います。

それから、ミョウガのほうについても、全体的なカバー率は、確かに全てが溶液栽培に転向するというものでは当然ないと思いますし、土耕の良さというのもあって、今の14ha

あまりが新たな経営として取り組まれておりますので、ただ、若干出ましたけども、将来的なことだけでなく、意向も十分把握していただいて、速やかな対応ができるようお願いをしておきたいと思います。

最後の広告宣伝費は、中身分かりました。是非、ただ一つだけ注文ですけども、Webとかいろいろな、今の、非常に若いメンバーが得意なことへのアピールというのは分かります。ただ、今結構あちこちを、それこそ動き回りよるのは、いわゆるシルバー世代といえますか、活字でないと情報を得にくい人間もおりますので、そういったところへのアピールも併せて検討できれば、いただきたいと思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

7 番岩井優之介君。

○7 番（岩井優之介君） 二点ほど質問します。一つは、2 ページの上段で四万十川水産資源回復事業でカワウ対策委託料というのがありますけども、これの内容というか、鉄砲で駆逐するのか、それとも脅すのか、そういうふうな内容についてお聞きしたいです。それと、5 ページの笠の川池のため池の、これは利用の農家戸数は聞かれんでしょうか。

以上です。利用戸数。

○議長（酒井祥成君） 企画課長山本康雄君。

○企画課長（山本康雄君） お答えをさせていただきます。カワウ対策委託料というところでございますけれども、これにつきましては追い払いが主でございます。運動会とかでよう使いますスターターの鉄砲ですが、ああいうやつを使って追い払いをするというところで、1 日に3 回行ってもらって、14 日で2 人というところで見込んでおりますので、そういうところでご理解願いたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 建設課長吉岡孝祐君。

○建設課長（吉岡孝祐君） お答えします。笠の川池のため池の利用戸数でございますが、利用戸数については把握しておりませんが、受益面積は10haでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

14 番武田秀義君。

○14 番（武田秀義君） 私のほうから、予算資料の3 ページの上段で、環境保全型推進事業ですか、これ、浄化槽のようなものを据えるというようなお答えだったと思うんですが

その処理方式と、後の維持管理、維持管理費用というのは、それはどちらが負担するのか、それと浄化槽で浄化処理した後に、汚泥とかそういうものは発生したりはしないのかどうか、その辺をお聞かせいただければと思いますが。

○議長（酒井祥成君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） お答えをしたいと思います。まず、浄化槽的なものと申しましたが、見た目が浄化槽的なものですので、そういったほうがご理解いただきたいと思うんですが。まず、この維持管理経費につきましては、当然これは個々の農家のほうがランニングについては負担をしていただくという形になろうかとます。

あと、汚泥等につきましては、あまり汚泥がたまるような排出の水ではありませんので、どちらかという、汚泥処理というよりは、フィルターと言いますか、そういったろ過装置の交換が主なメンテナンスの費用になろうというふうに聞いておりますが、あまり、見積りのほうも見させていただきましたが、高額なランニングコストではないと思います。あと、何かございましたら。

以上です。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

11番、下元昇君。

○11番（下元昇君） 予算資料のほうでお願いします。初めに四点ほど聞きたいところありましたけれども、同僚議員の指摘で二点に減りました。4ページの上段と下段で関連しますけれども、お聞きしたいと思います。

上段の委託料の中の広告宣伝費についてなんですけれども、172万8,000円。先ほど課長のほうから県内、あるいは県外、岡山県とか、近場でのテレビスポットの広告などを考えているということですが、自分の経験からいくと、やはりもうちょっとこれ、来年も300万円、一応組む予定なんですけれども、やはりこの広告宣伝費の、Webサイトでの広告宣伝費、もっとかけると、より多くの効果が私は出ると思ってます。実際、会社でやっていますので、だから、そういったところをもうちょっと検討していただいて、今年これやって、効果を出るとすれば、また増額も考えていただきたいということです。

それから下の件ですが、一点だけ。あと思ったのが、内容の、三島キャンプ場の用地交渉に10万4,000円、内容が、普通旅費が6万4,000円と、通行料、駐車場で4万円の合計だと思うんですけれども、この予算だと、県外あたりに交渉に行くのかなというふうに思いましたけれども、私もあそこは何回か行って、施設も中に入って見たり、老朽化の

件も観光協会の時に検討したことがあるんですけども、あそこの部分、手前は多分、菜花とか、いろいろつくってるところは当然民地だと思うんですけども、私の間違いかも分かりませんが、いわゆるキャンプサイトがあるところは、私は町有地かなというふうに思っていましたけれども、そこらあたり、いわゆる用地の交渉に出るということは、次の計画を踏まえるとどうということかなと、そこがちょっと分からないので、ご説明を願いたいと思います。

○議長（酒井祥成君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） 私のほうからは、資料4ページの上段の広告宣伝費用につきましてお答えさせていただきます。議員おっしゃりますように、効果は、かなりWebでありますとか、そういうサイトの効果もあると見込んでおりますが、今回につきましては2月1日からの部分に合わせまして、テレビ放送と、それから言われました媒体を通じてやる部分であります。この効果も検証しながら、また、議員の言われましたように、来年度に向けても調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（酒井祥成君） 十和地域振興局長竹本英治君。

○十和地域振興局長（竹本英治君） 三島キャンプ場の旅費の関係ですが、この旅費については、現在設置しているキャンプ場のバンガローと管理棟があるところ、あそこは10年に1回ぐらい増水でつかります。そういうことで、今、集落に入って何回か協議する中で、手前の、以前、アユの養殖場をしようとした水槽があるのですが、あその土地一画で計画を進めろうというようなことで、地元と今進めています、その方が県外、実際、広島の方になります、そこへ出ちゃうというような関係もありまして、やっぱり何回かは話に行って、協議して、土地の取得に向けて進めていきたいというようなこともありまして、今回旅費を上げさせていただいております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） キャンプ場の件、大体分かりましたけども、いわゆる土地も、将来的には町有地に購入という方向で、新しいものもそこに、やはりキャンプサイトか何かをつくるという理解でいいでしょうか。はい、もし具体的に、購入した後にこんなものをつくりたいというのは、今のバンガローなんかは本当に老朽化しているので、そこだけ別個に新しいものをつくとギャップがすごいと思うので、そこらあたり、いわゆる来年か

らある県のキャンペーン、自然体験型の観光キャンペーン、すごい人が県外からお見えになると思うので、だからやっぱり既存の施設と、今度つくる施設と、あまりにギャップがあると思うので、そこらあたり、もし、直接関係ないですけれども、関連として、今ある施設も多少改修していくと思うんですけれども、そこらあたりだけ答弁願いたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 十和地域振興局長竹本英治君。

○十和地域振興局長（竹本英治君） 今、地域に入って数回か、協議していています。その中で、一つにはやはりキャンプ場だけじゃなしに、来ていただいたお客さんに体験してもらい、そういうことも含めて、今のキャンプ場があるところは結構共有名義になっています。そういうことで、登記のできるような土地ではないです。そここの一体感を持たせて、三島の上流のほうになりますか、基本的には。そここの一体感を持たせて、キャンプサイトにしていこうというようなことで、だんだんに協議を進めているところです。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより、議案第79号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第79号平成30年度四万十町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第79号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後2時18分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入る前に、山本企画課長より1番橋本章央君の質問に対し追加答弁がありますの

で、これを許可します。

企画課長山本康雄君。

○企画課長（山本康雄君） 1 番橋本章央議員の質問の中に、県の内水面種苗センターにおるときの温度と、それから放流するときの温度というところがございます。これにつきましては、種苗センターの出荷時の水温については把握ができませんでしたけれども、出荷時において大体10度ぐらいに設定をして、1 日、2 日慣らしてから放流をするというところがございます。ちなみに、3 月 1 日には水温が10度を上回っておりまして、3 月のところは放流開始適期というところになります。それと追加ですけれども、今年については友釣りが成立したのが 6 月から 7 月の中旬にかけてというところで、早期解禁、5 月 15 日にはメリットがなかったというところがありますので、5 月 15 日に釣れるようにというところで試験放流で早めて、来年については行いたいというところであります。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 以上で追加答弁を終わります。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第 7、議案第80号平成30年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 8、議案第81号平成30年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 9、議案第82号平成30年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 2 号）、日程第10、議案第83号平成30年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 2 号）、以上、議案第80号から議案第83号までの 4 議案を一括議題とします。この 4 議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 補正予算書の65ページの、葬祭費42万円というのが計上されておまして、国民健康保険ですよ。その中から葬祭費というものがどのような基準に従って、幾ら支給されているのかということについて伺いたいと思います。制度について、葬祭費。

それから、次に、94ページの一番上なんです。医療費で説明欄に医療用機器等借上料が100万1,000円計上されております。この医療用機器というのはどのような医療機器であるのかの説明を受けたいと思います。

それから、121ページ、これは入っていますか、議案に。すみません、121ページ、大丈夫でしょうか。後期高齢者医療ですかね、これは。

○議長（酒井祥成君） 入ってません。

○16番（西原眞衣君） では、今の3つです。

○議長（酒井祥成君） 町民課長細川理香君。

○町民課長（細川理香君） それでは、予算書65ページ、葬祭費についてお答えをしたいと思います。

こちら葬祭費につきましては、国保加入者の方がお亡くなりになったときに葬儀を行いますので、葬儀執行者の方に3万円支給することとなっております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 大正・十和診療所事務長川村裕之君。

○大正・十和診療所事務長（川村裕之君） 予算書94ページ、医療費の100万1,000円の医療用機器等借上料の内容についてのご質問にお答えします。

内訳としましては、酸素濃縮器借上料が90万7,200円、携帯型睡眠ポリグラフ検査装置借上料3万8,880円、三番目が、在宅持続陽圧器借上料が5万4,000円でございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） まず、国保の葬祭料なんですけど、3万円ということなんですよね、それは葬祭料の名目で3万円かと思います。今、非常に多死社会と言われております。毎日葬式の看板が3件は立っております。窪川地域だけで、多くの方が毎日お亡くなりになっていると。葬式なんですけど、これは別に法的に義務付けられたものではないです。ただし、埋葬法によって必ず埋葬しなくてはいけないことになっております。人が亡くなった場合、最低限しなくてはいけないこと及びそれにかかわる費用に関して、やっぱり町民課が所管であると思いますので、この際に教えていただければと思います。葬儀が3万円でできるとも思えない。でも、葬儀は別に、必ずしもする必要はないんです。でも、埋葬法は守らなくてはいけないと思います。それに関しての必要経費は、これは知っておくに値することであると思います。多死社会であります。

それから、その医療用機器3種類の名称を教えてくださいました。でも、名称だけでは分かりません。その機能を教えてくださいたい。メモをし損なってしまいました。酸素濃縮、あと、何かポリグラフが聞こえてきました。あと一つ、何かありました。それぞれの

医療用機器とその機能について、そしてその該当疾患について教えていただかなければ、ちょっと分かりづらいですね。名前を聞いて、はい、分かりましたとは思いますが。それに関して。

○議長（酒井祥成君） 町民課長細川理香君。

○町民課長（細川理香君） お答えします。葬祭費についてなんですけれども、葬儀の形態につきましては、各ご家庭によっていろいろな事情がありますので、幾ら要るのか、華美にすればそれだけ費用が要るようにはなると思うんですけれども、今回、こちらの根拠となっておりますのが火葬、今はほとんどが火葬になりますけれども、火葬の斎場使用料、こちらが町内の方につきましては、天ノ川の葬祭場では3万円で行うことができますので、それが基準となっております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 大正・十和診療所事務長川村裕之君。

○大正・十和診療所事務長（川村裕之君） 3種類の医療用機器ということで、機能とどういう疾患にというご質問にお答えします。

まず、酸素濃縮器というのは、在宅で酸素吸入ができる機械装置でございます。疾患については肺機能の疾患で、肺気腫とか慢性気管支炎、間質性肺炎、心不全とか、そういう呼吸が困難な方が自宅で酸素吸入することで、診療所とか病院で入院しなくても、自宅で療養しながら生活ができるという装置でございます。

それから、二番目の携帯型睡眠ポリグラフ検査装置というのは、睡眠時無呼吸症候群、睡眠のときに呼吸が止まるという場合がありますが、睡眠時にどういう状態で、呼吸が止まっている秒数とか、回数とか、そういうものを自宅で計る装置でございます。

それから、三番目が在宅持続陽圧器でございますが、これは先ほど説明した装置で、睡眠時に無呼吸の状態が続いたりとか、十分な酸素が入らない状態になっている方について、治療が必要だという方について、これも自宅で睡眠時に気道を確保できるような形の酸素を送り込むという装置でございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） この葬祭費の3万円の根拠がよく分かりました。これは火葬費用ということなんですね。埋葬に関しては墓地の用意とか、それは各家庭に委ねているかと思います。よく分かりました。火葬は埋葬法によって義務づけられているかと思うので、

これはそれに充当するための経費という算定根拠があるということが分かりました。今、遺骨の引き取り手がないとかそのようなことが多々言われております。それで、やはりこういうことに関する必要最小限の費用を知っておくことは無駄なことではないと思いました。

あと、医療機器に関して詳しい説明がありました。そこで最も気になるのが、正確に回復できないかもしれないので間違っていたら訂正してもらいたいんですけど、閉塞性肺疾患、これなんですけど、実は私、自分自身がドキッとしておりますが、タバコをやめてもそれにかかる罹患率が25%と、それが非常に知られていないということなんです。つまり肺細胞が死んでしまうと、で、呼吸困難になって、酸素吸入が必要になると。これが要するに長年の喫煙者の、タバコをやめても高齢期に4分の1の確率で起きる疾患だということが非常に知られていないらしくて、私は実は主人ともどもドキッとしております。対処しなきゃいけないなと。そのような啓蒙をやはり、健康福祉課は今後、いかがでしょうか。健康福祉課長にお伺いしたいです、閉塞性肺疾患。タバコをやめても高齢期に発症する。

○議長（酒井祥成君） 予算について質疑をお願いしたいと思います。

○16番（西原真衣君） 今、それを思いました。

以上です。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより議案第80号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第80号平成30年度四万十町国民健康保事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第80号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決され

ました。

これより、議案第81号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第81号平成30年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第81号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

これより議案第82号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第82号平成30年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第82号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

これより議案第82号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第82号平成30年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第82号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

これより議案第83号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第83号平成30年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第83号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第11、議案第84号平成30年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、日程第12、議案第85号平成30年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、以上議案第84号及び議案第85号の2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 後期高齢者医療広域連合に関してなんですけど、特別会計に関してなんですけど、121ページ、9,000円の減額、金額は少ないですけど、円滑運営事業費補助金とあります。この円滑運営事業とはどのような事業なのか、概要を教えてくださいと思います。

○議長（酒井祥成君） 町民課長細川理香君。

○町民課長（細川理香君） 予算書121ページにあります円滑運営事業補助金、こちらについてお答えします。

今回につきましては、軽減判定システムの機器の更改に当たる予算変更に伴う計上であります。これにつきましては、後期高齢者医療制度というのは、75歳になられた方皆さんが加入されるわけですが、その前日までには例えば国民健康保険であるとか、社会保険の扶養者である方、いろんな方がいらっしゃると思います。その中で被用者保険の被扶養者であった方、社会保険の扶養であった方が75歳になりまして、後期高齢者医療に加入された場合は、本則におきまして資格取得後2年間は保険料の均等割部分を5割軽減する措置を適用しているところ、更に特例として期間を定めず9割軽減しているというような状態になっております。こちらが今回、期間を定めないところを2年という形で定められましたので、それについて今回こちらの事業を使いまして、補正予算によって対応するものであります。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 期間限定ではない被用者保険の扶養家族が75歳時に後期高齢者医療保険の加入者になった際の軽減措置が、期間無期限が限定になったので、そのための基幹システムの改修のことなんですか。

それと、その被用者保険なんですけど、国民健康保険と被用者保険の違い、被用者保険には扶養家族というのがありますよね。自分で保険料を負担しないで給付を受けられる方々ですよね。それが国民健康保険には扶養者家族はいるんでしょうか。また同時に後期高齢者医療保険における所得割額の上限額が設定されていると思います。そして、方や国民健康保険ですよね、これの所得割額の上限額、これも設定しているかと思うので、両保険を比較する上で、この二点について伺います。扶養家族の扱い、もう一つは上限額です、つまり保険料の上限額について、被用者保険、後期高齢者医療でよろしいです。後期高齢者医療保険と被用者保険と国民健康保険の3者について教えていただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 町民課長細川理香君。

○町民課長（細川理香君） 被用者保険について説明させていただきます。議員もおっしゃられましたけれども、社会保険の扶養の方が実際、保険料を払わずに社会保険に加入しているというような状態が被用者保険の被扶養者という形になります。国民健康保険の方につきましては、均等割、世帯割、所得割という課税がありますので、こちらについては扶養者という考えはなくて、皆さんが国民健康保険加入資格者という形で計算をすること

になっております。以上です。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 一つの質問には答えていただきましたが、もう一つの質問には答えていただいております。つまり、扶養家族という存在が、社会保険、いわゆる被用者保険にはあり、そして国民健康保険にはないということなんです。ということでよろしいですか、その理解で。つまり、自己負担なく給付を受けられる存在、そういう人の存在が世帯内に認められているのが被用者保険であり、でも国民健康保険にはそれがないということの理解でよろしいでしょうか。

あと一つの質問がありました。上限額です。間違いがあれば指摘してください。私が知っておりますのは、国民健康保険の上限額、今93万円です。年間保険料、後期高齢者医療は62万円です。ところで、被用者保険は。これを答えてください、細川町民課長。

○議長（酒井祥成君） この部分については円滑運営の事業費の補助金の減額の9,000円ですので、その部分についての質疑をお願いしたいと思います。ほかのことについて答弁をする必要はありませんので、これで質疑は終わりたいというふうに思います。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第84号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第84号平成30年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第84号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第85号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第85号平成30年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第85号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第13、議案第86号平成30年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第14、議案第87号平成30年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第15、議案第88号平成30年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）、以上議案第86号から議案第88号までの3議案を一括議題とします。

この3議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第86号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第86号平成30年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第86号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第87号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第87号平成30年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第87号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第88号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第88号平成30年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第88号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第16、発委第4号四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

12番議会運営委員長堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） それでは、議会運営委員会を代表しまして、私のほうよりご提案を申し上げたいというふうに思います。

発委第4号。平成30年12月14日。

四万十町議会議長酒井祥成様。提出者、議会運営委員長堀本伸一。

四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を次のとおり会議規則第14条第1項及び第3項の規定により提出いたします。

四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例ということでございます。四万十町議会委員会条例、平成18年四万十町条例第192号の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号中「6人」を「5人」に改めるということでございます。

次のページに新旧の対照表が提示されておりますので、またお目を通していただきたいと思います。

提案理由として、次回の選挙より議員定数が16人になったことに伴い、第2条第2号及び第3号の各常任委員会の定数を改正するものであります。

以上でございます。ご審議を賜りご決定いただきますように、よろしくお願いします。

○議長（酒井祥成君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第4号四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

発委第4号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第17、発委第5号四万十町議会傍聴規則の一部を改正する規

則についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

12番議会運営委員長堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） それでは、引き続き私のほうより提出をいたします。

発委第5号。平成30年12月14日。

四万十町議会議長酒井祥成様。提出者、議会運営委員長堀本伸一。

四万十町議会傍聴規則の一部を改正する規則について。

上記の議案を次のとおり会議規則第14条第1項及び第3項の規定により提出をいたします。

四万十町議会傍聴規則の一部を改正する規則ということでございまして、四万十町議会傍聴規則、平成18年議会規則第3号の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「受付簿」を「受付票」に改め、同条中「受付簿」を「受付票」に改め、「記入し」の次に「、受付箱に投函し」を加えるという内容でございます。

次のページに対照表がありますので、お目を通していただきたいと思います。

提案理由。「標準」町村議会傍聴規則の一部改正と併せ、傍聴人の個人情報の保護の観点から規則を改正するものであります。

ご審議を賜り、ご決定をいただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第5号四万十町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを採決します。

発委第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（酒井祥成君） 日程第18、発委第6号待機児童解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

教育民生常任委員長武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 発委第6号。平成30年12月14日。

四万十町議会議長酒井祥成様。提出者、教育民生常任委員長武田秀義。

待機児童解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をします。

待機児童の解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書。

以下、1、待機児童を解消し、地域子ども・子育て支援を拡充するために国として認可保育所の整備計画を立て、保育所と整備交付金の増額など支援の拡充、必要な財源措置を行うこと。

2、保育士等職員の配置基準の改善、賃金引上げなど処遇改善のため公定価格の改善など、必要な処置を行うこと。

3、保育の無償化実施に当たっては、地方自治体の負担増とならないよう国として必要な財源措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月14日。高知県高岡郡四万十町議会。

以下、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当様。

以上です。ご審議の上、ご決定をよろしくお願いいたします。

○議長（酒井祥成君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 提出される意見の内容は実現すれば非常に素晴らしい。誰が考えても非常に素晴らしい、理想的な内容であるかと思います。ある程度国も取り組んでいる。国の取り組んでいる内容は二回目になりますけど、目下私が知っている範ちゅうでは保育士の処遇改善、5,000円から4万5,000円、それからゼロ歳、2歳に関しては住民税非課税世帯が無償、そして3歳、5歳が全世帯無償、大体こういう内容であります。これの財源確保に関して、国の動向をどういうふうに教育民生常任委員会は捉えておりますか。全ての理想的な施策には財源の裏づけが要るんです。国は財源措置をどの程度確保できているのでしょうか。理想だけ言っても実現の見込みはないです。財源措置についての教育民生常任委員会における認識及び議論の経過を教えてくださいたいと思います。財源確保。

○議長（酒井祥成君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 内容についてのことではないので、それに対しては皆さんでまたご勉強させていただいたらというように思います。今回のこの意見書の提出についての意見ならお答えできますが、今のあれにはお答えはできません。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） それが今の教育民生委員長の武田議員の意見であろうかと思うので、承っておきます。でも、全ての理想的な施策の実現には財源が必要です。財源を同時に考えること、それは後からですというのは、何か議員報酬引上げと似てますよね。議員報酬引上げに似たような論法であるかと存じ上げます。負担と給付は裏表ですので。

○議長（酒井祥成君） 経過と結果についてのみ説明をしていただければ、それで結構ですので、それをお願いしたいと思います。

（16番西原眞衣議員「審議の過程を聞きました。それを答える必要がないという委員長判断であれば」と呼ぶ）

予算については必要ありません。

（16番西原眞衣議員「そうですか、それでよろしいです」と呼ぶ）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより発委第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第6号待機児童解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書を採決します。

発委第6号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第6号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、字句、その他整理権を議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（酒井祥成君） 日程第19、発委第7号公共事業等における国産材（地域材）の利用推進を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

11番産業建設常任委員長下元昇君。

○11番（下元昇君） それでは、私のほうから説明させていただきます。

発委第7号。平成30年12月14日。

四万十町議会議長酒井祥成様。提出者、産業建設常任委員長下元昇です。

公共事業等における国産材（地域材）の利用推進を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

公共事業等における国産材（地域材）の利用推進を求める意見書全文を朗読させていただきますので、お願いいたします。

日本の美しい国土は、森林の持つ水源涵養や地球温暖化防止、生物多様性など多面的な機能により保全されている。

しかし、木材利用の形態の変化や木材価格の低迷により、森林所有者による適切な管理がなされない森林が増え、森林の持つ機能を保つことが難しくなっており、日本の森林再生は急務となっている。

そうした中、平成22年には木材利用拡大のため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定され、公共建築物等の木造化が推進されているが、国産材の利用による林業・木材産業の再生にはさらなる取組、推進の強化が必要である。

CLTの普及などの新たな技術により、木造建築の可能性は高まっており、森林資源の持続可能な利用のための木材需要の拡大を一層加速させるためには、公共事業等での木材活用をさらに推進し、先導することが求められている。

国においては、国産材、特に地域材の需要拡大、公共建築物等の木造化推進のための支援の継続及び補助対象施設の拡大、木造・木質化に対する新たな加算制度の導入の検討、必要な予算措置のための財源確保など、一層の木材利用促進のための施策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月14日。高知県高岡郡四万十町議会。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、林野庁長官でございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第7号公共事業等における国産材（地域材）の利用推進を求める意見書を採決します。

発委第7号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第7号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、字句、その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（酒井祥成君） 日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議員派遣が議決されました。派遣内容を損なうことのない範囲において、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、派遣内容の整理権を議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（酒井祥成君） 日程第21、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

各常任委員長から所管事務の調査について、また議会運営委員長から所掌事務の調査事項について会議規則第75条の規定によりお手元に配付しております。申請書のとおり閉会中の継続調査の申出が上がっております。

お諮りします。

各常任委員長から所管事務の調査について、また、議会運営委員長から所掌事務の調査事項について申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から所管事務の調査について、また、議会運営委員長から所掌事務の調査事項について申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ただいまから暫時休憩します。

午後 3 時12分 休憩

午後 3 時23分 再開

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第 4 回四万十町議会定例会を閉会します。

午後 3 時24分 閉会